2023年度　　5年

提言Ⅰ　成果物

第二部

地域創生案

真庭研修地方創生班　浅沼柚衣
加治屋瑞葉
林良子
今田渚
脇田愛依

1.序論

私達は真庭研修を通じて日本の過疎地域問題の現状を知り、真庭を地域創生において一つの成功例として、その他過疎地域の自治体に向けた過疎化問題解決のための提言をしたいと考えた。過疎地域とは「人口の著しい低下に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能および生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域」と定義されており、具体的には資料1のように人口要件と財政力要件に分けられる。表の通り、人口要件が多く、地域創生における人口増加の重要性がわかる。そこで私達は移住者の増加を目的とし、移住対象者を高齢者に絞った地域創生案を考えた。

令和２年国勢調査結果を反映した過疎地域の要件

人口要件（長期①、長期②、中期のいずれか）、かつ、財政力要件を満たすこと

種類	指標	基準値	追加公示（R2国勢調査）	【参考】R3.4公示（H27国勢調査）
人口要件（長期①） ・25年間の人口増加率10%以上の団体を除く	人口減少率（長期：40年間）	人口減少団体平均	30%以上減少（S55→R2）	28%以上減少（S50→H27）
財政力指数が全町村平均以下の場合		人口減少団体平均から5ポイント控除した率	（財政力指数が0.40以下の場合）25%以上減少（S55→R2）	（財政力指数が0.40以下の場合）23%以上減少（S50→H27）
人口要件（長期②） ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上の団体を除く	高齢者比率（65歳以上）	人口減少団体平均	38%以上	35%以上
	若年者比率（15歳以上30歳未満）	人口減少団体平均	11%以下	11%以下
	人口減少率（長期：40年間）	人口減少団体平均から5ポイント控除した率	25%以上減少（S55→R2）	23%以上減少（S50→H27）
人口要件（中期）	人口減少率（中期：25年間）	人口減少団体平均	23%以上減少（H7→R2）	21%以上減少（H2→H27）
財政力要件 ・公営競技収益40億円超の団体を除く	財政力指数（直近3カ年平均）	全市町村平均	0.51以下（H30～R2）	0.51以下（H29～R元）

※　現行の過疎法制定前（平成11年4月以降）の市町村合併前の旧市町村の区域単位で上記の人口要件のいずれかを満たし、かつ、現在の市町村が財政力要件（財政力指数が全市平均（0.64）以下）を満たす場合には、その旧市町村の区域が過疎地域となる（一部過疎）。

※　旧過疎法で全部過疎又はみなし過疎であった市町村について、一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上を占める等の要件を満たし、かつ財政力指数が0.51以下の場合には、市町村全体が過疎地域とみなされた（みなし過疎）。なお、令和2年国勢調査結果を踏まえた追加公示においては、みなし過疎の追加は行わない。

資料

2.本論

2−1.地域創生の必要性

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法前文より、過疎地域は、エネルギーの安定供給、自然災害の発生の防止、自然環境の保全、文化継承、良好な景観の形成などの多くの機能を持っている。これらが発揮されることで、国民のQOLがあがり、国土の多様性を支えている。過疎化が進むとこの地方の機能が失われてしまう可能性がある。また、東京圏への人口の過度な集中は、大規模な災害や感染症の拡大の不安が大きい。そのため国土の均衡な発展が重要なのだ。

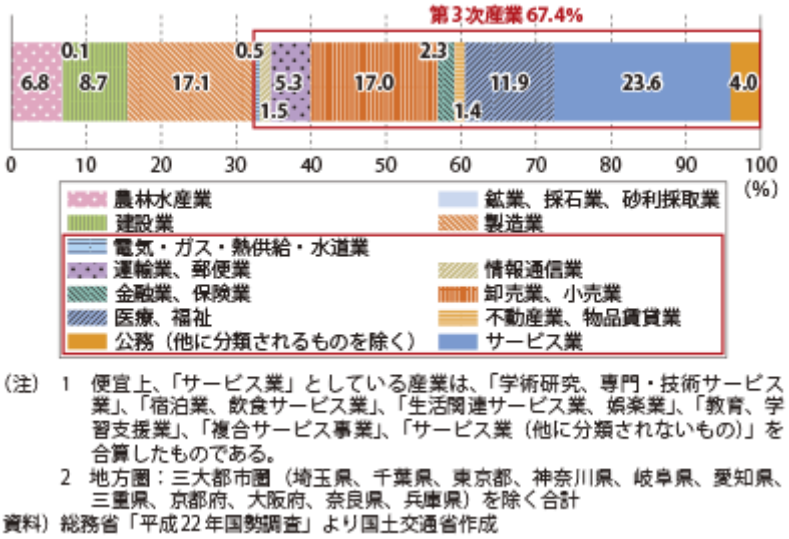

（注） 1 便宜上、「サービス業」としている産業は、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」を合算したものである。
2 地方圏：三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、兵庫県）を除く合計

資料）総務省「平成22年国勢調査」より国土交通省作成

資料:地方圏の産業別構成比（2010年）

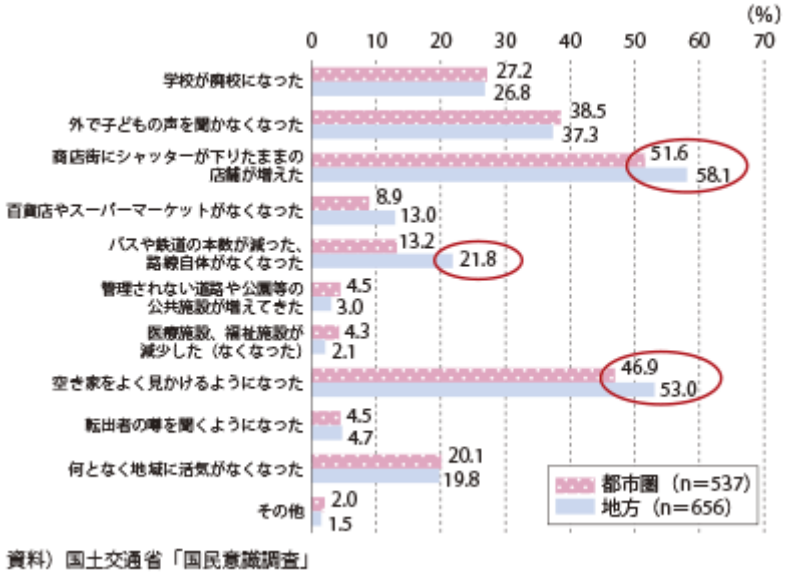

資料）国土交通省「国民意識調査」

資料:人口減少を実感する場面

2−2.過疎対策として移住に着目した理由

近年若者を中心に移住が注目されている。高齢者を対象とした移住者増加計画において若者の移住への関心はあまり関係ないように思えるかもしれないが、長期的な人口維持を考えると、若者の老後の生活を考えた移住やその計画に繋げられる可能性がある。若者の移住への関心が高まった理由としては、①コロナ禍によるリモートワークの普及によって転職せずに移住することが可能になり移住のハードルが下がったこと、②各地域の支援策を使ってパン屋を開業したり、農業を始めたりする若者が増えていること、③都会での雇用と暮らしが厳しいため地方に働く場を求めること、が挙げられる。このことから

高齢者移住のためのまちづくりとともに、若者の雇用機会を生み出すことで、より大きな人口増加が期待できると考えた。

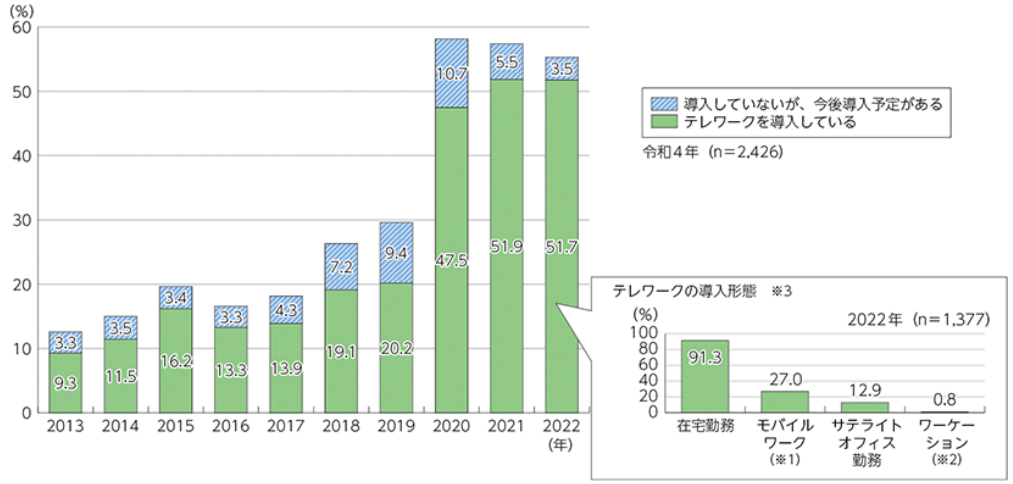

※1　営業活動などで外出中に作業する場合。移動中の交通機関やカフェでメールや日報作成などの業務を行う形態も含む。
※2　テレワークなどを活用し、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ、自分の時間も過ごすこと。
※3　導入形態の無回答を含む形で集計。

資料：テレワーク導入率の推移

2−3.地方創生において重要なこと

私達は当初、特定の地域に過疎化問題解決のための提言をする予定だったため、特定のまちに人を呼び込む地方創生において重要なことを本で調べた。

①ブランディング

大事なのは競争力である。どんな場所でも顧客を絞って良いサービスを提供することで、自分の店を目指して来る人がいるような商売を目指す。駅前再開発ビルやショッピングモールにチェーン店が立ち並ぶと立派な街になった気になるが、結局のところ利益は都市部のそれぞれの本部に戻り、もっと儲かりそうな別の都市に投資されていく。本当に地域経済を豊かにするためには、地域資源・特産品を活かし、「そこでしか得られないもの」にする。地域外からヒト・モノ・カネを稼ぎ、地域からヒト・モノ・カネが出ていかないようにする「三位一体」の考え方が必要なのである。

②売り方や販路の工夫

先行例のみ上げる形になるが、年に数回の百貨店での販売会で一気に稼ぐ、EC中心に商売を拡大し再度都内にサテライト店舗を出す、効率よく売り上げられるホームページを作成するなど、売り方次第で十分な結果を得られるかもしれない。

③交通の便

田舎なら鉄道より自動車の需要が高いため、交通の便が良いことは暮らしやすさに直結する。そのため駅前の駐車場がない場所を商店の中核とするのは危険である。しかし、駐車場を無駄に設けたとしても、店自体に魅力がなければ人は来ない。実際、路地裏の駐車場が十分にない店でも人が絶えないところは多い。結局は選んで来たいと思わせることなのだ。

④明るく楽しく行うこと

悲観的な人より、明るく前向きに取り組んでいる人のところに自然と人は集まる。

2−4.提言する地域

私達はまず提言する地域を1つ決め、他地域との差別化を図り、人を呼び込もうと考えた。そこで人口減少の著しい高知県に着目し、地域創生のしていないまちを探した。しかし、やっぱりどこもまちづくりを頑張っていた。その背景には『まち・ひと・しごと創生法』があり、国が全国での地域創生を目指して制定したものである。

各市町村のホームページ

資料:高知県市町村ホームページ

そこで具体的なまちを決定せず、提言先と目標を『全国の過疎地域に提言し、各地域の人口のバランスを保つこと』に変更した。

2-5.ニーズを考える

定年退職後の老後を過ごしたいと思えるまちづくりを目指し、高齢者のニーズを考えた。まず私達が高齢者の移住に絞った理由は、若者に比べて高齢者のほうが田舎への移住を決断しやすいのではないかと考えたからである。老後は収入が減るため、生活費などの固定費を下げたいと考え、都会より物価が低い田舎への移住を希望するのではないか、また高齢者は若者に比べて子育てや仕事などの縛りが少ないため移住の決断がしやすいのではないかと考えた。

①高齢者に人気の地域とその取り組み
・人口1万人未満の北海道沼田市
乗合タクシーの運行、除雪費助成会、半径500メートル以内に生活インフラが集まる「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」などの取り組みを行っている。また、地域おこし協力隊に68歳のシニアを採用している。

・人口3万人未満の大分県豊後高田市
美しい景観が魅力であり、町中乗り合いタクシーが一日200円で乗り放題、昭和30年代の商店街を再生させた「昭和の町」など高齢者の住みやすいまちづくりを行っている。また、移住希望者向けの体験プラン「半住半旅」や移住者専用の土地代無料の分譲地といった移住支援

・人口5万人未満の島根県雲南市
市内中心部から、出雲市や松江市といった都市部へ40分程度、空港へは約20分というアクセスの良さを持ち、希望に合わせて行程を組むオーダーメイド型の移住体験プログラムを行っている。また、民間で立ち上げた訪問介護、まちの保健室といった事業展開で医療支援体制、バス、タクシー利用料金助成やデマンド型タクシーなど高齢者に優しい環境が整っている。

・人口10万人未満の大分県宇佐市
節目ごとに祝い金の付与、住宅取得補助、医療費助成だけでなく、シニア向けの運動教室や介護予防教室を通して仲間づくりや楽しみの場を提供している。

・人口20万人未満の愛媛県今治市
シニア向けの移住セミナー、農業を始めたい人向けのサポート、移住者向けの支援制度、移住相談体制といったサポート制度が充実しており、お試し移住にも補助金が出る。

3.結論（提言内容）

過疎地域問題解決のために高齢者の移住者を増やすため、まちをリタイアメントコミュニティにする。リタイアメントコミュニティとは退職した高齢者が集まって住めるように計画されたまちのこと。先行例にはアメリカのサンシティがある。移住者は3万5000人を超え、ゴルフ場などの娯楽施設や医療環境が充実している。

資料:アメリカのサンシティ

少し規模は小さいが千葉県のスマートシティ稲毛もリタイアメントコミュニティの先行例である。高齢者向け新築分譲マンションであり、コミュニティ施設を併用し、医療、介護のサービスも充実している。

資料:スマートシティ稲毛

私達の考えるリタイアメントコミュニティ、シニアシティの施設案は大きく2つあるが、まずまち全体をシニアの暮らしやすいものにするための基本的なサービスや公共事業について説明する。足腰の悪い方のためのシニアカーの貸出を行い、合わせてシニアカー車線を整備する。街の中の階段や段差をできるだけなくし、バリアフリーを心がける。高齢者の雇用促進などはせず、老後を快適に楽しく過ごしてもらいたいと考えている。

シニアシティ案

①集える病院

スマートシティ稲毛では分譲マンションに医療介護施設やコミュニティ施設が併設されているが、この「集える病院」は医療や介護だけでなく、高齢者同士が顔を合わせて会話を楽しめるような憩いの場としての役割を果たすものである。気軽に来れる病院にすることで生存確認や健康確認ができ、年の近い仲間と話すことができる集いの場になるのではないかと考えた。また地域の雇用促進も見込まれるが、利用者の大半が高齢者である病院のため人員が集まるかどうかは不安である。

資料:イメージ

②じじばば託児所

昔は地域全体で子どもを育てるという風潮があった。高齢者は育児を成し遂げた大先輩である。共働きが増えた今、子どもを預けられる場所があれば仕事などで忙しい親にとって嬉しい取り組みなのではないかと思う。子育てのしやすいまちとなれば若い世代の移住も期待できる。退職後、なにかしたいと考えている高齢者にとって、ボランティアという形で働くことで生きがいを見つけたり、人の役に立っているという実感を得たりすることができる。

イメージイラスト

4.引用・参考文献

＊月刊誌

宝島社『田舎暮らしの本』2月号「2023年版　住みたい田舎ベストランキング」

＊インターネット上の資料

・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

・総務省「通信利用動向調査」

・国土交通省「人口減少が地方のまち・生活に与える影響」

・高知県　市町村ホームページ　土佐市・東洋町

・ヨクラス　アメリカのリタイアメントコミュニティ「サンシティ」

・健康寿命を伸ばすシニア向け分譲マンション　スマートシティ稲毛

・日刊　介護新聞byいい介護　地域包括ケアシステムとは？

モーダルシフトの進め方の最善策とは　～地域別に考える～

5 年 B 組 14 番　國末明希

(1)はじめに

近年、日本は電子商取引の増加(資料１)等の影響で宅配便、つまり輸送の需要が上がっている。しかしながら、現在国内貨物輸送の 90%を占める自動車輸送は二酸化炭素排出による環境への影響や少子高齢化社会に伴うドライバー不足、さらに 2024 年問題（時間外労働の制限）といった多くの課題を抱えている。今後、より大きくなっていく物流の需要に対応するためには、持続可能な物流の形成が必要不可欠である。昨年、筆者はこの「持続可能な物流」の形成にモーダルシフトが有効だと発表した。今年の提言１では、鉄道への物流の転換は本当に可能なのか？ということを考え、研究していく。

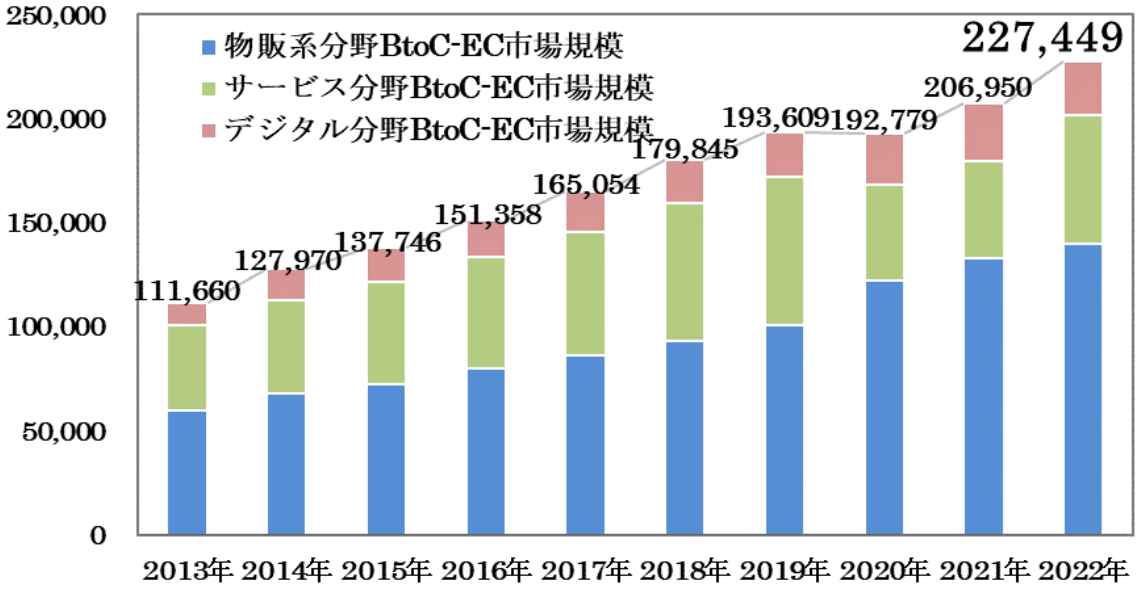

↑資料１（https://www.meti.go.jp/press/2023/08/20230831002/20230831002.html）

(2)昨年までの研究

昨年、筆者は鉄道を中心にモーダルシフトによって解決できる現在の日本の物流の課題および解決策を示した。ここではそれをまとめ直す。

①現在の日本の物流の課題

(a)二酸化炭素排出による環境への影響

自動車による輸送には二酸化炭素排出が伴う。「運輸部門における二酸化炭素排出量の推移（国土交通省）（資料 2）より、1996 年をピークに貨物自動車における二酸化炭素排出量は減少の傾向にある。しかしながら、これは貨物輸送合計トン数のデータ（資料３）より貨物輸送量が減ったことにより、それに比例して二酸化炭素排出量も減少しているということがわかった。つまり、根本的な解決ができていないということを示している。今

後、物流の需要が上がり貨物輸送量が増加すれば二酸化炭素排出量は再び増加するということを示している。これは、SDGs の 13 番や社会情勢を考慮すると防がなければならない事象である。

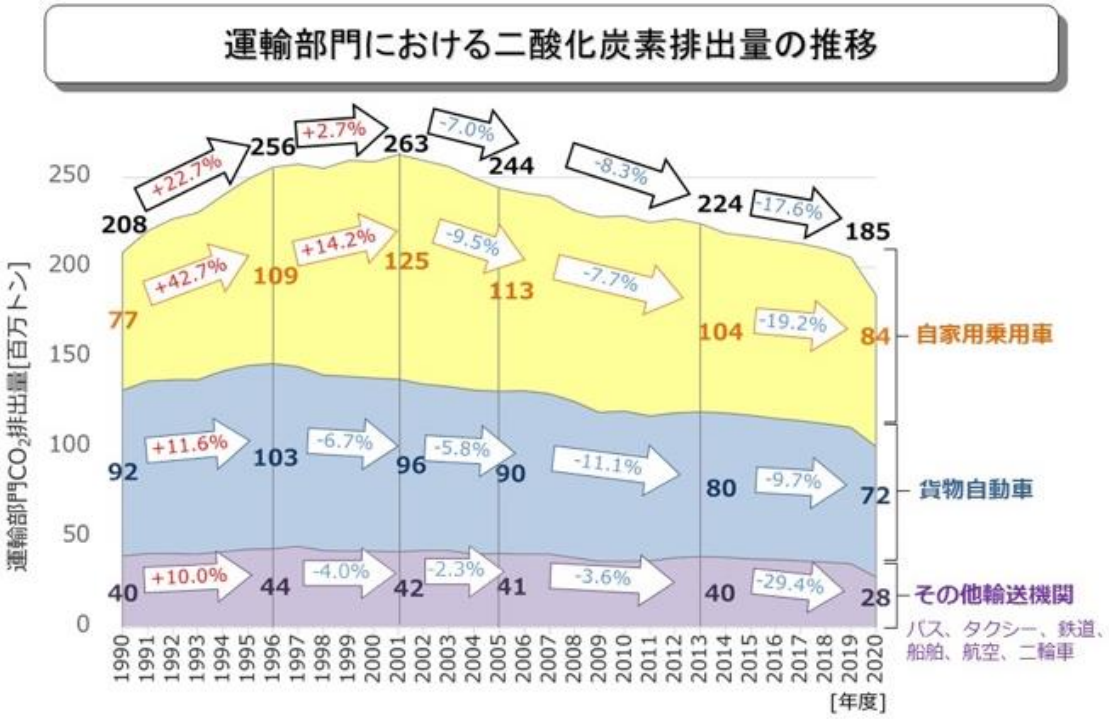

↑資料２（https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html）

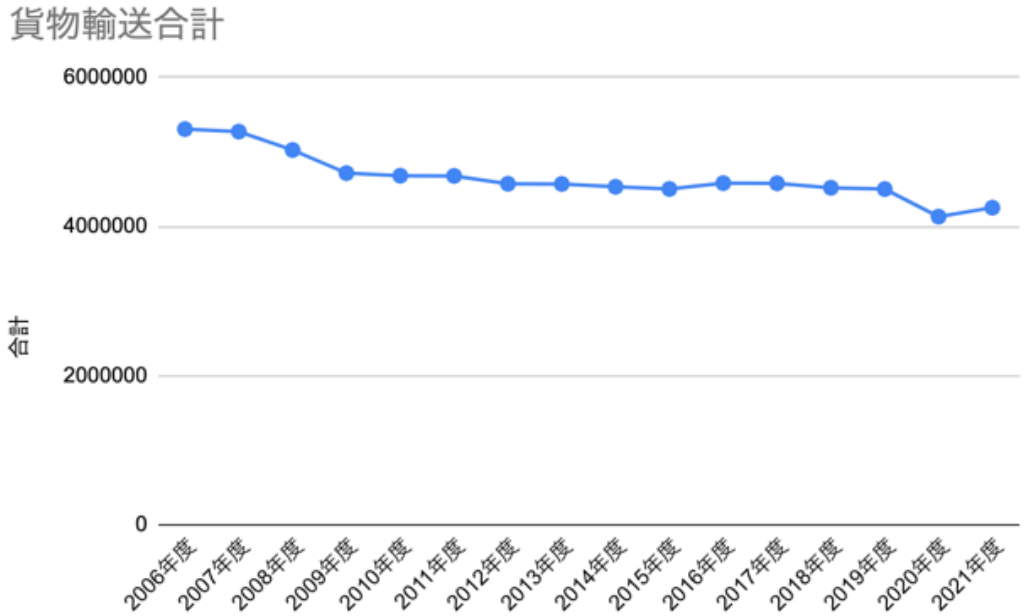

↑資料３（総合政策局情報政策本部情報政策課交通経済統計調査室）

(b)人手不足

日本は周知の通り少子高齢社会である。トラックドライバーの平均年齢は年々上昇しており、中でも長距離輸送を担う大型トラックのドライバーの平均年齢は上昇しており（資料５）近い将来、ドライバーが不足することが容易に想像できる。また、運送企業の中で人手不足を感じている企業の割合（資料４）は近年では 60%を超えており、こちらもｉ同様早急な対応が必要とされる。

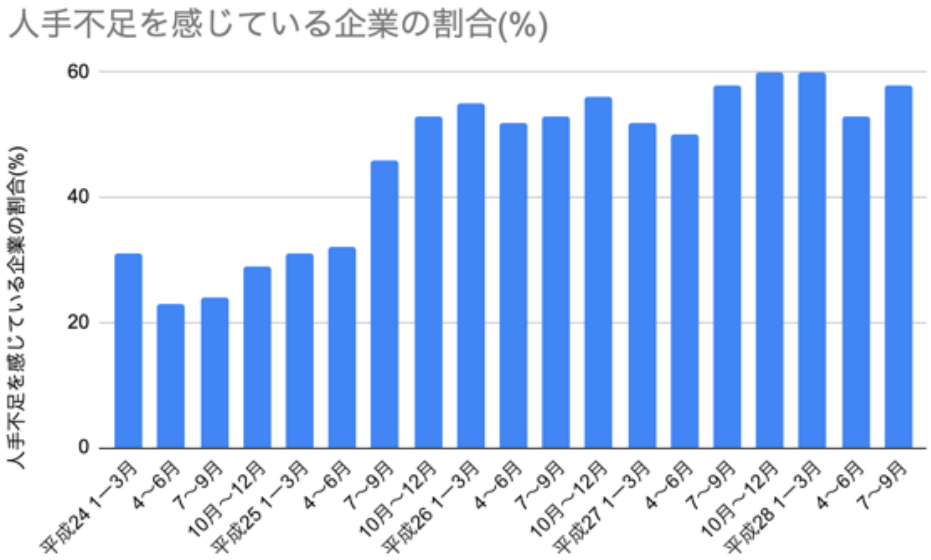

↑資料４（https://www.mlit.go.jp/common/001388194.pdf）

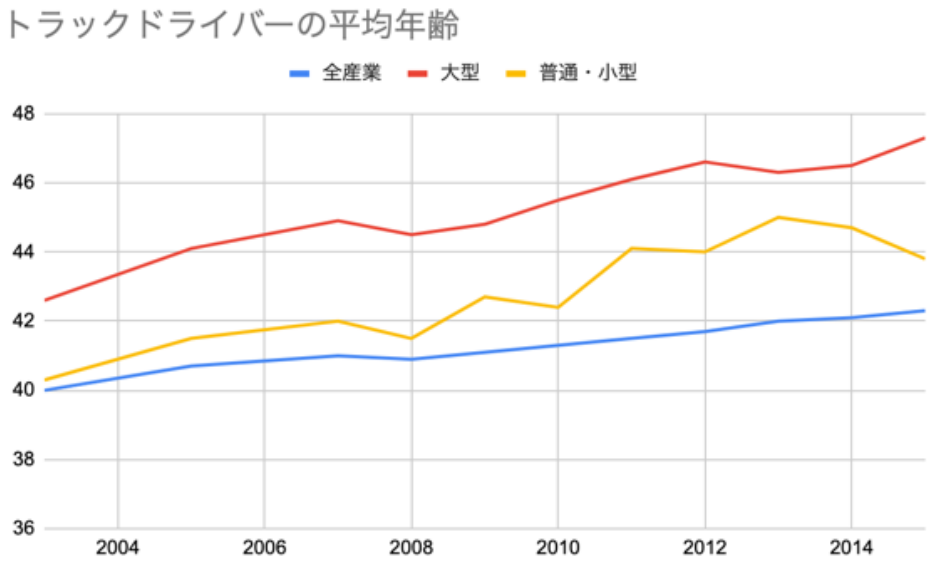

↑資料５(https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/pdf/001_02_00.pdf)

(c)2024 年問題

2024 年から法改正により物流関係者（主にはトラックドライバーなど）の年 960 時間以

上の時間外労働が規制（禁止）される。現在、年 960 時間以上時間外労働をしているドライバーは全体では 27%、長距離輸送では 48%おり、何も対策を打たなければ 2024 年度以降これらの物流はストップし、輸送において大幅な遅延や現在の「便利」な輸送サービスを継続することは難しくなるだろう。また、コスト・プッシュ・インフレ（景気拡大による物価上昇ではなく、原材料や資源価格の上昇による物価高騰のこと。ここでは、トラックドライバーへの賃金の高騰を原因とする物価高騰を指す）

②モーダルシフトによる解決策（鉄道に転換した場合）
(a)二酸化炭素排出による環境への影響
鉄道に転換することで、エネルギー効率が向上するため、およそ 90%二酸化炭素排出量を削減することができる。これは、根本的解決であるため貨物総量が増加したとしても二酸化炭素排出量を自動車に比べ大きく減らせるため脱炭素社会へ貢献できると言える。

(b)(c)人手不足&2024 年問題
鉄道に転換することで、大量輸送が可能になる。貨物列車ではトラック 65 台分の貨物を牽引できるため、今まで 65 人で運んでいたものを 1 人で運ぶことができるようになるため、ドライバー不足の問題を解決できる。また、モーダルシフトを行った場合鉄道が担うのは長距離輸送であるため、長距離輸送のドライバーの少子高齢化や 2024 年問題にも対応することができる。

これらの課題及び解決策からモーダルシフトは持続可能な輸送網の形成に必要不可欠である。
※(2)での「鉄道」はすべて貨物列車（JR 貨物）を示す。

(3)鉄道への転換は本当に可能なのか
昨年までの研究は、鉄道に転換することによって多くのメリットがある。そのため、鉄道に転換することで持続可能な輸送網を形成できるという主張であった。(3)ではその「転換」が本当に可能なのかを検討していく。

モーダルシフト（鉄道）の促進のための条件は
①幹線輸送力の拡大
②安全・安定輸送の確保（輸送障害発生時の対応）
③情報システムの改良
④駅の近代化（着発線荷役方式の駅の整備等）
⑤老朽化の著しい車両の置き換え
⑥コンテナのサービス水準の向上

とされている。（鉄道貨物とモーダルシフトより）

それぞれの条件が満たされるのか考えていく。
①幹線輸送力の拡大
JR 貨物は、JR 各社及びその他鉄道会社の路線、つまり他社路線を借りて自社の車両を走らせる第二種鉄道事業者というものである。自社路線ではないため、輸送力の拡大には JR 各社及びその他鉄道会社の協力が必要不可欠である。しかし、各路線には営業列車（普通電車、快速電車、特急電車等）が走るため、貨物列車が走ることができるダイヤというものは限られる。そのため、輸送力の拡大というのは JR 貨物単体で、できることではないため①を満たしているとは言えない。

②安全・安定輸送の確保（輸送障害発生時の対応）
まず、「安全」という項目について考える。モーダルシフトを推進することの 1 つの理由に、道路混雑を解消し、輸送全体の安全性を向上させるというものがある。鉄道へ転換することで、「安全」という項目は満たされる。次に「安定」について考える。鉄道への転換は(2)で前述した通りトラックドライバー不足に対処する 1 つの手段である。輸送サービスを安定的に国民に供給するためにも鉄道への転換は有用である。そのため、「安定」という項目は満たされる。最後に、「輸送障害時の対応」について考える。輸送障害時の対応とは災害時等に迂回経路の確保をし、できるだけ早く貨物を目的地に届けることができるかということを指す。これは JR 貨物の経営戦略（後述）を考慮すると、迂回経路というものは存在しないため満たせていないと言える。これらから②は一部満たせていると言える。

③情報システムの改良
情報システムの改良を JR 貨物は積極的に実施している。主な 3 つのシステムとして IT-FRENS システムと TRACE システムと PRANETS システムがある。IT-FRENS システムは、列車輸送枠の予約システムであり、輸送に最適な列車をシステムが自動的に選択することで輸送の平準化を行い、実質的な輸送力の増強に寄与している。TRACE システムは、駅構内におけるコンテナ荷役機械の作業を管理するもので、コンテナの位置情報を把握でき、に駅時間の短縮と輸送の正確性を向上させている。PRANETS システムは、貨物列車の位置をリアルタイムで把握し走行中の運転士に運転を支援する情報を伝え、安全・安定輸送を支援するシステムである。これは②を満たすことにも通じるものがある。これらから、③は満たせていると言える。

④駅の近代化（着発線荷役方式の駅の整備等）
着発線荷役方式（以下 E&S 方式）を採用することで、着発線場に荷役ホームを設置し、列

車が駅に到着した直後から荷役作業を行うことで、駅での停車時間を短縮することができる。鉄道は自動車に比べ、荷役作業の時間を考慮すると 3 時間輸送時間が長いという意見もある。（飯沼ほか［1993］p.8）また、入替作業にかかる人件費を考慮すると E&S 方式の貨物駅の整備は必要不可欠とも言える。しかしながら、コンテナを取り扱う 91 駅のうち E&S 方式が可能となっているのは 29 駅である。そのため、駅の近代化は行えていないと言える。

⑤老朽化の著しい車両の置き換え
⑥コンテナのサービス水準の向上
JR 貨物が使用している機関車は合計 574 両だが、このうち日本国有鉄道が製造したものは全体の 3 割余りの 175 両残っている。（2017 年現在）これらは車齢が 35 年以上経過しており、車両故障のリスクが高まっている。この「故障」は輸送障害の発生、つまり安定輸送の確保に支障をきたす可能性がある。コンテナサービスの水準の向上は行えていると言える。JR 貨物の経営戦略（後述）より、JR 貨物は民営化直後をのぞき車扱い輸送を減らし、コンテナ輸送への転換を図ってきた。そのため、コンテナの多くは JR 貨物となってから製造されたものであり、老朽化による問題はほとんど生じていない。しかしながら、一方で顧客のニーズには応えきれていないと言える。JR 貨物が多く所有するコンテナは 12ft コンテナである。これは既存の大型トラックの大きさとは異なり、荷主らは入出荷システムを変更する必要が生じる。大型トラックの容積と近い 31ft コンテナの製造及び提供は JR 貨物にとって早急に対応すべき課題と考える。これらから、車両・コンテナサービスは近年減少気味であるため、満たせていないと言える。

これらから、JR 貨物はモーダルシフトの受け皿として機能するとは言えない基盤であることがわかる。そのため、鉄道への転換は短い期間では無理である。そのため、2024 年問題には対応できないだけでなく、どんどん進む少子高齢化にも対応しきれないことがわかった。

(4)JR 貨物の経営戦略と営業路線
JR 貨物は発足直後の時期を除き、営業収入に対応して営業費用を削減し、鉄道事業の規模を縮小することで、その存続を図っている。具体的には、現在は、東海道・山陽・東北の各線、鹿児島線の文字から福岡に至る区間、盛岡から札幌に至る各線区及び日本海縦貫線を重視する敬意方針を採っており、これら路線を 100km/h 前後で高速運転するコンテナ列車による輸送を事業の中心に据えている。このような「主要路線」は、旅客輸送においても重要な路線であるため、線路等のインフラは列車を高速で運転することができるように水準が維持されており、長距離での高速輸送という鉄道貨物輸送が優位となる条件が整っている。つまり、JR 貨物が貨物列車を走らせるために、費用をかけ線路を整備する必要

がないということである。しかしながら、モーダルシフトにおいては、この営業戦略が仇となってしまうといえる。資料 6 と 7 は、JR 貨物の 1992 年度と 2017 年度の断面輸送量をそれぞれ表している。つまり、黒いラインが入っている部分に貨物列車が走っている場所というわけだ。1992 年と 2017 年を比較すると 2017 年は JR 貨物が営業する路線が大きく減っているかつ、地方路線へ貨物列車が入っている部分がないことがわかる。これは、JR 貨物が全ての地域において自動車輸送の受け皿となることが難しいことを表しているといえる。また、営業路線の縮小によって、鉄道利用に意欲のある荷主企業の取りこぼしを起こしてしまっていたともいえる。これらから、JR 貨物はモーダルシフトを行うにあたり、長距離自動車輸送の全てを担うことは現段階では不可能ということがわかる。

(5)貨客混載

鉄道の転換のもう一つの方式としてあるのが、貨客混載である。これは旅客列車の空きスペース等に貨物を乗せ、旅客と貨物を一緒に運ぶというものである。では、これは(3)のモーダルシフトを促進するための条件を満たしているのか考える。

①幹線輸送力の拡大

貨客混載は旅客列車で運ぶことを前提としているため、JR 各社及びその他鉄道会社がどのように走らせるかを決めることができる。そのため、輸送力の調節は自由度が高いため、幹線輸送力の拡大は容易であると言える。

②安全・安定輸送の確保（輸送障害発生時の対応）

貨物列車と同様、安全・安定輸送は確保されていると言える。また、JR 貨物の営業路線は限られているが（基本迂回路がない）、JR 各社等は大回りをすることで迂回して輸送することが一部可能である。そのため、貨物列車と比べると輸送障害発生時も安定した物流を供給することができると言える。

③情報システムの改良

前例が少ないため、貨物列車に比べると整備がされていないと考える。

④駅の近代化（着発線荷役方式の駅の整備等）

前例が少ないため、貨客混載に最適な駅の構造というものが定着していないと考える。しかしながら、前例を考えると、目的地の駅で輸送した商品を販売するということが多いため、利用者が多いかつ周辺に商業施設が併設されている駅が適切と考える。

⑤老朽化の著しい車両の置き換え

⑥コンテナのサービス水準の向上

JR 各社は適切なタイミングで、車両の更新を行なっている。古い車両においてもリニュー

アル工事等（JR 貨物よりも大規模なもの）を行なっているため、車両故障等のアクシデントの発生回数は少ないと言える。また、貨客混載においては基本、台車を利用して輸送することが多い。そのため、顧客のニーズに合わせた大きさの貨物コンテナを用意することは難しいと言える。

これらから、JR 貨物と比較すると条件①～⑥の多くを満たしているため、貨客混載は有用な物流の転換先の一つと言える。

【貨客混載のメリット・デメリット】

メリット	デメリット
・列車の空きスペースを活用するため、地方路線等の採算の少ない路線の継続に貢献できる。 ・既存の路線を使用するため、新規輸送経路の開拓が容易である。	・貨物列車のような大量輸送ができない。 ・オフレールの時間に伴う、リードタイムの増加。 ・運転免許の専門性が高いものであるため、急なサービスの拡大は不可能。

※リードタイムとは工程や作業の始めから終わりまでにかかる所要時間のこと。ここでは、配送開始から配送完了までの時間のことを指す。

(6)貨客混載の専門的内容

今回の研究にあたり、貨客混載についてのより専門性のある意見を収集し、現場で行われている作業を実際に見るために JR 西日本中国統括本部岡山支社様に伺った。訪問では、貨客混載実施に関する条件や行うことによる利点を現場の方々の視点で聞くことを目的とした。本内容を以下にまとめる。

①貨客混載を実施できる路線について

貨客混載は、営業列車が走っている鉄道路線全てで実施することができるというわけではないということがわかった。貨客混載が実施するには「一般客の安全が完全に確保されるか。」や「使用する車両に貨物が固定できるか。」など厳しい条件があるということがわかった。例えば、現在貨客混載輸送を行なっている伯備線（岡山―総社間）を結ぶ路線として桃太郎線もあるが、桃太郎線はドア幅が狭いことや、貨物の固定が困難なことから実施を見送られている。貨客混載を行うには厳しい条件を突破し安全が確保された輸送を保証する必要があるとわかった。しかしながら、車両の更新や駅の改築などの設備更新によって今後、貨客混載を行うことができる路線もできるとも言える。

↓以下の写真のように運送時は運転台後ろに固定されている。（許可を得て筆者撮影）

②貨物輸送の収益について

貨客混載では、勿論、貨物を運送する鉄道会社に一定額収入が入る。(5)で貨客混載におけるメリットを示した中に「地方路線等の採算の少ない路線の継続に貢献できる。」と書いたが、路線の収益を賄うほどの収益を得ることは困難であるということがわかった。また、このような地方路線においては、定期列車が 2 時間から 3 時間に 1 本と本数も少ないため、貨客混載をできないわけではないが、地元住民にとっては自動車輸送の方が便利であるということがわかった。

※ここでの地方路線とは、芸備線等の利用客が著しく少ない路線を指す。

③人手不足問題

貨客混載は、営業列車と貨物列車の両方の性質を持ち合わせているため、2 つの業種を運転士と車掌 2 人のみで行うことができる。貨客混載を行う路線では、今後ワンマン化が行われる可能性がある路線もあるが、現段階でワンマン運転を行なって貨客混載をしている実例があるため、この点においては今後も大丈夫であると言える。ただし、無人運転とするとなると、対策を講じる必要が出てくると言える。また、貨物を下ろす人に関しては、貨物列車のようなコンテナを下ろすための専用の車を運転する必要などがないため、特に資格なく行うことができる。そのため、パートタイムなどの多様化する現代の働き方にも対応することができると言える。

④リードタイムについて
貨客混載では、営業列車を使用するため貨物列車のような待避がなく、他の公共交通機関に比べ、リードタイムを減らすことができる。また、新幹線を使用する貨物もある。こちらはトラックに比べると、非常にリードタイムを短縮することが可能である。

⑤貨客混載で輸送する主な商品について
貨客混載では、車内の限られたスペースに荷物を積載するため、大型トラックや貨物列車で運ぶような、大きなものを運ぶことはできない。一方で、パンや野菜などの商品を納品先まで必要な分だけ送るといった用途にはとても適している。岡山支社ではパンと野菜の輸送を行っており、販売を駅構内のお土産屋さんで行っていた。店舗によっては直送することもできるため、条件が合えば自動車輸送よりもリードタイムにおいて非常に優れているとも言えることがわかった。

⑥設備について
貨客混載では、車両・輸送基地を新造する必要がないため、初期投資を安く済ますことができる。一方で、既存の設備を利用するということにより、一部制約があるということがわかった。例えば、荷物の重量が大きすぎるものはホームに設置してある一般エレベーターには載せることができないため、貨客混載を行って輸送することはできない。貨客混載は利点が多い一方で制約も多いということがわかった。

(7)結論
これまでに述べたように、現在、日本の輸送の大部分は自動車輸送で賄っており、今後より問題になっていく少子高齢社会や、環境問題においては自動車輸送を継続していくことは困難である。また、2024 年 4 月には働き方改革関連法により、トラックドライバーの年 960 時間以上の時間外労働が規制され日本では、今までの「便利な輸送」が継続困難になるだけでなくコスト・プッシュ・インフレの発生も予想される。昨年はこれらの解決策の 1 つであるモーダルシフトについて研究した。今年度は、モーダルシフトの実現可能性について研究を行った。JR 貨物は現在、モーダルシフトを促進するための条件を満たしていないかつ、営業路線の縮小により長距離自動車輸送の全ての受け皿となることは難しいということがわかった。また、鉄道輸送の手法の 1 つとしてある貨客混載も運用が組みやすいことや人手不足問題に一部利点はあるものの、実施のための条件が厳しく難しいということがわかった。これらから、モーダルシフトはさまざまな輸送形態を組み合わせて実施することがポイントであると考える。本論文では、この組み合わせを地域形態別に提言する。

（パターン１）貨物列車路線があるかつ貨客混載が可能な路線もある場合
この場合は、大型の運送物を貨物列車へ、少量の運送物を貨客混載へ転換することによって、自動車輸送の負担を減らすことができる。最も多くの部類において転換することができるが、維持費用が高く都市部などでしかできない傾向にある。
（パターン２）貨物列車路線があるが、貨客混載が可能な路線がない場合
この場合は、大型の運送物を貨客混載へ転換することができる。大都市部などの車内に空きスペースが少ない鉄道路線に当てはまる。
（パターン３）貨物列車路線はないが、貨客混載が可能である場合
この場合は、少量の運送物を貨客混載へ転換することができる。人口の少ない地域で行うことができる。
（パターン４）貨物列車路線も貨客混載が可能な路線もない場合
この場合は、どのような運送物も転換することができない。しかしながら、このような状況下にある地域で一定の投資を行い、モーダルシフトを行うことは困難であると言える。また、このような状況下の地域の多くは過疎地域であり、運送物も都市部に比べると多くなく、都市部での転換が進み、人材の適正配置が進めば、車での輸送でも十分可能であると言える。

パターン１から４のどれかに当てはまらない地域はない。筆者は、地方自治体及び輸送関連企業にこれらのパターンに基づいたモーダルシフトを提言する。既存の設備を利用した輸送転換を行うことで初期投資を少なく済ますことができ、モーダルシフトを行うことへのリスクや金銭的なダメージが少ないと考えている。我々は、「便利な輸送」を手放さないためにも、継続的に持続可能な輸送方法について考え、それを実践していかなければならない。

(8)参考文献
・トラックドライバーが不足していると感じている企業の割合
(公社)全日本トラック協会　「トラック運送業界の景況感」より国土交通省物流政策課作成
https://www.mlit.go.jp/common/001388194.pdf
・トラックドライバーの平均年齢
厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より国土交通省物流政策課作成
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/pdf/001_02_00.pdf
・輸送機関別貨物輸送トン数の推移
総合政策局情報政策本部情報政策課交通経済統計調査室
・時間外労働年９６０時間超となるドライバーの有無について
（公社）全日本トラック協会　727 社へのアンケート調査
https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/sustainable_logistics/pdf/002_03_00.pdf

・運輸部門における二酸化炭素排出量の推移
国土交通省環境政策課作成
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000007.html
・貨物輸送機関の CO2 排出源単位
国土交通省総合政策局環境政策課作成
https://www.jrfreight.co.jp/modalshift
・福田 晴仁,鉄道貨物輸送とモーダルシフト,白桃書房,2019
・鉄道ビジネス研究会, ダイヤ改正から読み解く鉄道会社の苦悩,ワニブックス,2023

(9)協力

JR 西日本中国統括本部岡山支社 様

広島大学附属福山高等学校　5年「提言Ⅰ」

タイトル「これから求められる“伝わる”平和活動とは」
～ピースコミュニケーションの試み～

5年D組26番　西川繭可

章立て
1. 序論
2. 本論
3. 考察
4.　結論
5. 参考文献

1. 序論
SDGsの16に「平和と公正をすべての人に」とあり、世界規模で重要な問題になっている平和。しかし、近年ヨーロッパで盛んに抗議デモが行われている気候変動問題よりも関心が薄いように感じている。実際、去年の国際賢人会議に先立って若者と賢人メンバーでこのようなことを話し合った。同じSDGsに含まれているにも関わらず、関心の違いに差が生まれるのは、その危機を訴える活動の影響があるのだと考えた。そのような考えに基づいてどのように平和活動に変革をもたらしていくべきかを研究していく。その方法として、アンケート結果を中心として人々との関心についても探求していく。

2. 本論
①そもそも平和とは何なのか
まず、平和とはどのようなことを指すのか調べてみた。

世界各国の平和とは（各国の「平和」という単語の日本語訳を見つめる）
日本：安らかにやわらぎ、争いや心配事がないこと
韓国・北朝鮮：戦争がなく、世界が平穏であること。
台湾：（名詞）戦争がない状態
　　（形容詞）温かい、刺激されない
フィリピン：生活状況が保証された状態。争いや衝突、戦争がなく、心や近くの人との関係が安定している状況。
ベトナム：戦争がない状態。
カンボジア；：平穏な状態。安全な、治安のよい、和解した状態。
タイ：穏やかなこと
ミャンマー：騒動、暴動、戦争がない状態のこと。
インドネシア：戦争や争いのないこと。

インド：苦しみや痛み、悲しみのない心理状態、精神的安定。感情がコントロールされている状態。喧騒や怒号がないこと。戦争や殺人がないこと。社会や国の中に騒動や運動、敵対行為、争いのないこと。障壁や不吉などを遠ざける宗教的効果。
パキスタン：心の平静、満足平穏。戦争のない状態、休戦、和解、保護
アフガニスタン：妥協、和解、合意。争いごとを解決した後の合意。降伏するための条約。誰かとの和解を目指していること。戦争や争いのない状態。静寂な戦いを終わらせるための合意や条約。心の平穏。心の葛藤がないこと。
スリランカ：紛争のない快適さ
トルコ：和解すること。争いが終わったことを条約によって示した後の状況。こうした条約後の人類史上のプロセス。調和と相互理解、寛容からなる状況。
アラビア語：安全、戦争の反対
英語：国や地域で戦争や暴力がない状態。また、そのような機関。穏やかな、静かな状態。論争がなく、仲良く暮らしている状態。
ロシア：；仲がいいこと。意見の対立、喧嘩、経緯がないこと。戦争がないこと。国家間、民族間などの武器を持った争いがないこと。共存共栄。平静平穏、戦争をしている同氏の戦争を最終的に終わらせる合意。平和協定。静かで穏やかな状態。

（テキストマイニング）

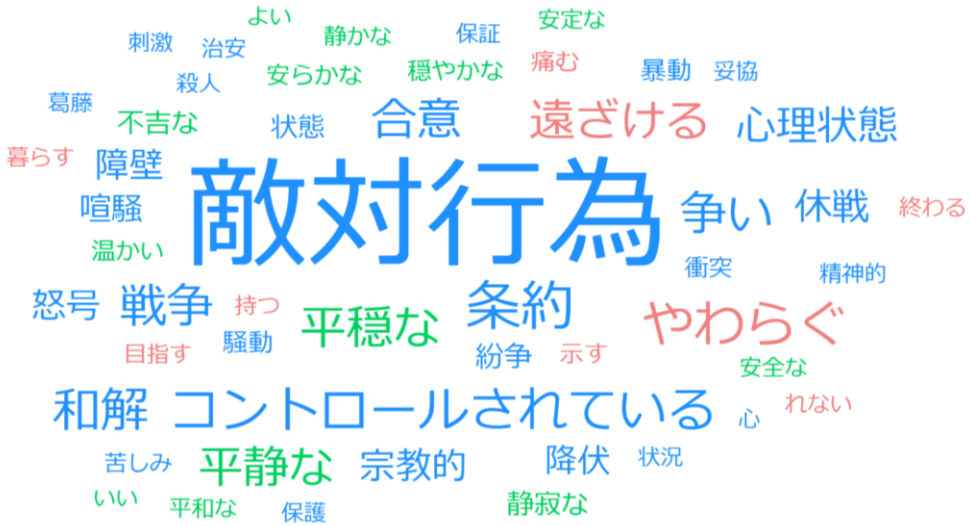

（池上彰/監修、稲葉重勝/著（2017）「戦争」と「平和」を表す世界の言葉）

↳平和の解釈は多様である。また、形容詞的に説明されている。

②倉敷市にある水島中学校の2年生に平和に関する講演を行った際、幸せなこと、仲がいい事など、十人十色、各々に答えが違った。「戦争」とは何かと問うと、争いをしている状態、殺し合いのある社会、などある程度のまとまりの答えが返ってきた。

同じようなことがGoogle画像検索でも確認できる

「戦争」とGoogle画像検索（2023年10月）

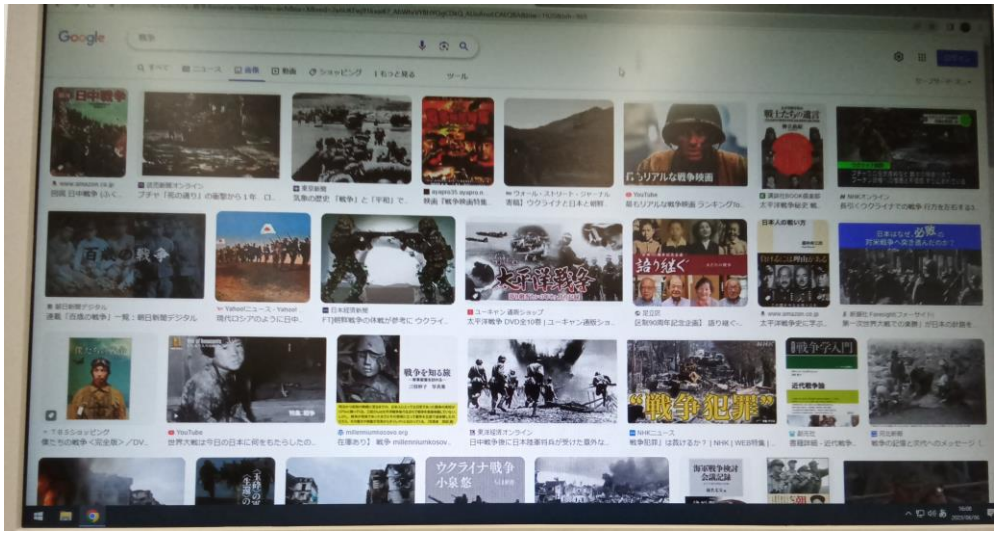

↳戦車、兵士、戦争犯罪など単語で説明できるもの。

「平和」とGoogle画像検索（2023年10月）

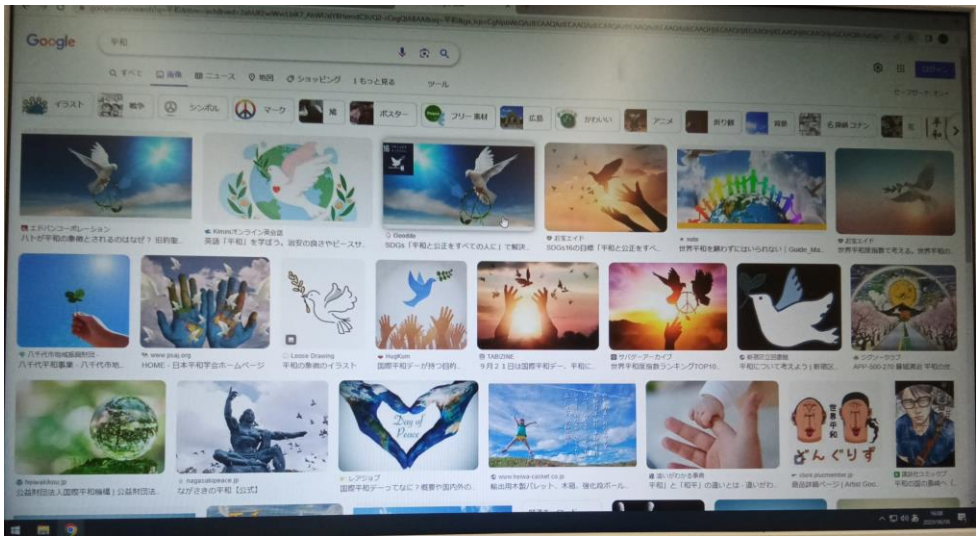

↳鳩、ピースマーク、ハートなど抽象的でそれだけの単語では説明ができない。

《戦争は伝わりやすく、平和は伝わりにくい理由》
戦争は名詞単語で説明できるため、相手と共通認識ができるため、確実に伝えることが可能である。しかし、平和は抽象的で形容詞的なので人によって解釈が異なり、ミスコミュニケーションを起こしかねないので、確実に伝わるかどうかはわからない。

《もとにする平和の定義》
核兵器を持たない、使わない状態、上記の平和の意味をすべて含むこと。

《これまでの平和活動について※被爆者、平和団体》

	伝えられていること	批判（国内）	批判（海外）
被爆者による証言	・当時どんな様子でその時間を迎えたの	・トラウマ化する	戦争、核兵器はいけな・被害を押し付け

	か ・はどのように逃げたのか ・受けた被害 ・感じた辛さ ・核兵器はなくしてほしい		られているかのように感じる ・自分たちも被害に合わせたくせにこちらばかり悪いように言ってほしくない ・核の傘で守られているのに堂々と言っている意味がわからない
被爆遺構（慰霊碑）巡り	・当時どのような被害を受けたのか ・どのように保存が決まったのは ・そういう意図で碑が建てられたのか ・昔	・保存のために立ち退きを余儀なくされた	・自分の国のモニュメントだけが公園外になっている ・捕虜の時の名前が使われている
歌、詩	戦争、核兵器はいけない	内容が薄くなってしまい、うまく伝わらない	進出していない
広島市被爆伝承者	広島市の希望した被爆者の被爆者証言	研修期間が長く、研修中に被爆者が死亡し途中でやめなければいけない（対策中）	被爆証言は被害をこちらに押し付けているだけだ

（朝日新聞「広島・長崎の記憶）
https://www.asahi.com/hibakusha/　より一部抜粋

《中高生が現在行っている平和活動》

活動団体名	どんな団体か	活動内容	出典
高校生平和大使	1998年、長崎の高校生2人を被爆二世の会が派遣したことから全国に拡大。 5年連続、ノーベル平和賞にもノミネートされている。 「微力だけど無力じゃない」	核兵器廃絶と平和な世界を目指して、被爆者の声を国連に届ける。 高校生一万人署名活動を実施し、集めた署名を国連に届ける。 国内外の子供たちとかかわり、平和教育を積極的に広める。	https://www.peacefulworld10000.com （2020年10月12日取得） ※旧ホームページ時の取得
中高生が乗る世界一	寄付金を集めて実施	移動中に戦争などに	

周船の旅		ついて反しあったり、原爆について学び、海外を寄港する	
ヒロシマ・ユナイテッド・チルドレン	ヒロシマの中高生だけが企画したボランティア団体 「ヒロシマから平和を」が目標		
中学生による「伝える　HIROSHIMAプロジェクト」事業	被爆70年の年から、平和記念日を中心に活動	駐日大使や海外の人びとに対して、英語で平和を伝える活動	https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/17162.html#:~:text=%E5%BA%83%E5%B3%B6%E5%B8%82%E3%81%A7%E3%81%AF%E3%80%81%E8%A2%AB%E7%88%8670,%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%82%92%E8%A1%8C%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82

～被爆者からの社会事情に対する批判～
（朝日新聞が全国の被爆者を対象にアンケート《朝日新聞被爆75年被爆者アンケート》を実施し、768名から回答を分析した）
被爆者で無くとも、被爆体験の「伝承者」として体験や願いを語り継ぐ活動に取り組む人について「評価する」が81.6%。「我々の願いを受け止め、次のん世代の人びと②い思いを伝えようとしてくださるお姿に、頭が下がる思い出一杯です」「実体験した人にしか（被爆当時の悲惨な思いは）分からない、などと言っていたら何だって共有できない」「語り部をすると、ほとんどの方は証言を聞くのは初めてだと言うが、しっかり聞いてくれる。」「過去の物語ではなく、現在を生きる上で最大の課題と捉えることが大切」
世界に対して、被爆の実相や自らの思いが「伝わっていない」は（57.1%）と思う人は、「伝わっている」（33.2%）を大きく上回った。核大国が米露関係が冷え込むなか、悲観的な見方。また、「核の傘」のもと安全保障を重視し、核兵器や戦争に対して真の意味で背を向けたままで残念だという意見もある。
《朝日新聞https://www.asahi.com/hibakusha/shimen/hibaku75/hibaku75-01.htmlより一部抜粋、2020年10月12日取得》

⇒被爆者の奥が伝わっていないと感じるならば、証言活動以外の平和活動を考える必要がある。

＜アンケート結果＞

アンケート対象（出身地）

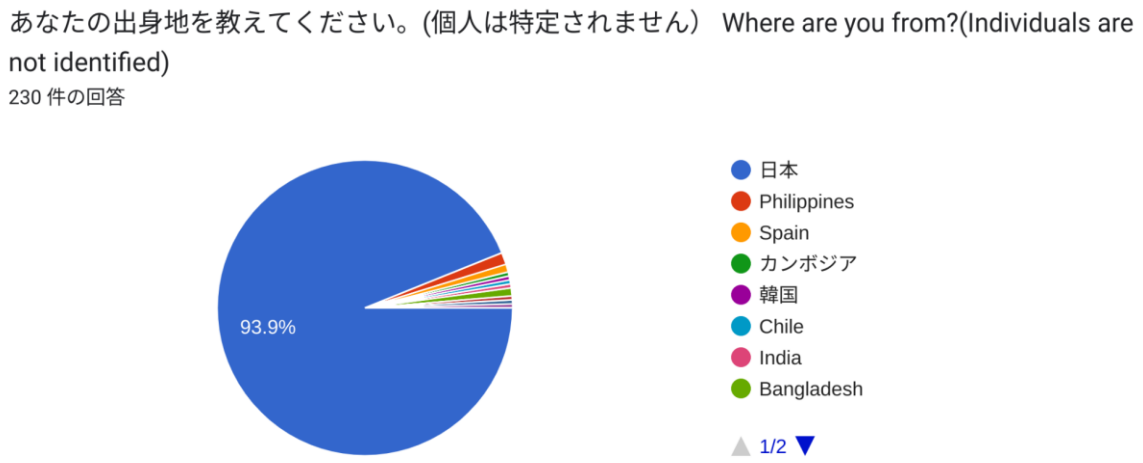

（年齢層）

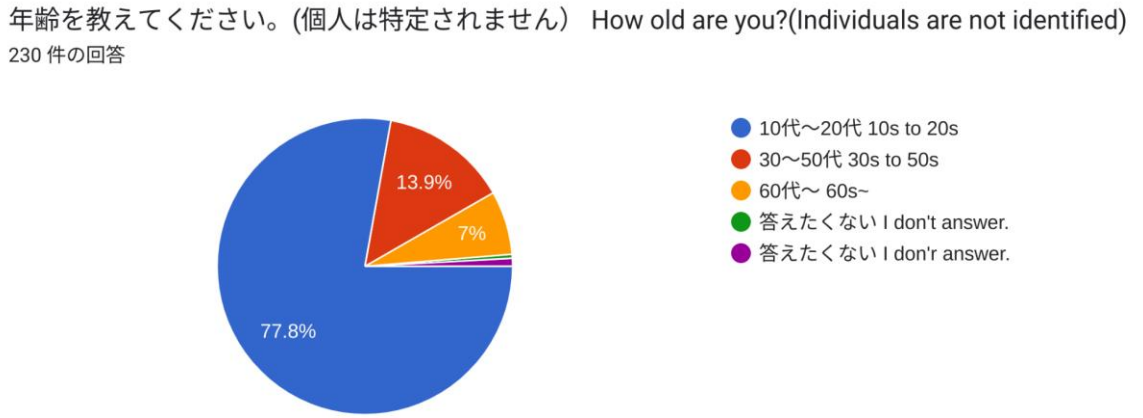

Q.⇒今のメインとなる平和活動「語り部活動」は意味があるものなのかを考察する。

被爆者からお話を聞いた時、自分の心情の変化はありましたか？ Did your feelings change when you heard stories from hibakusha?

230 件の回答

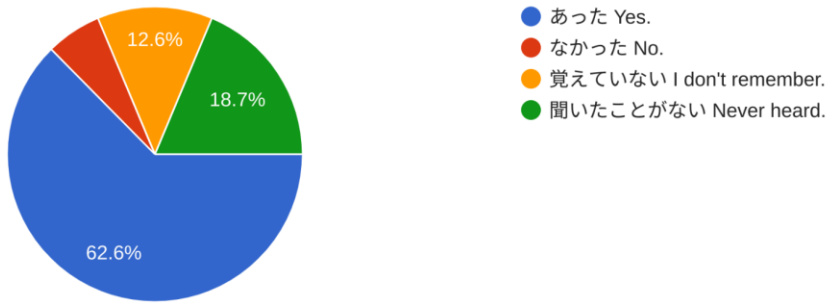

Q.　「あった」と回答した方、どう変化しましたか？

（変化の具合を検証する）

・今まで抽象的なイメージだった原爆の被害の実相が、具体的なものとしてイメージでき、同時に恐怖も感じた。

・核に対しての意識の変化があった。どれぐらいの方が亡くなって、今も尚、後遺症と戦っている人がいると知って無関係で終わらせてはダメだという思いが強くなった。

・小学生の時に聞いて、予備知識の範疇を超えていて怖くなった

↳恐怖を実感すればするほど心情の変化があるようだ。

＜テキストマイニング＞

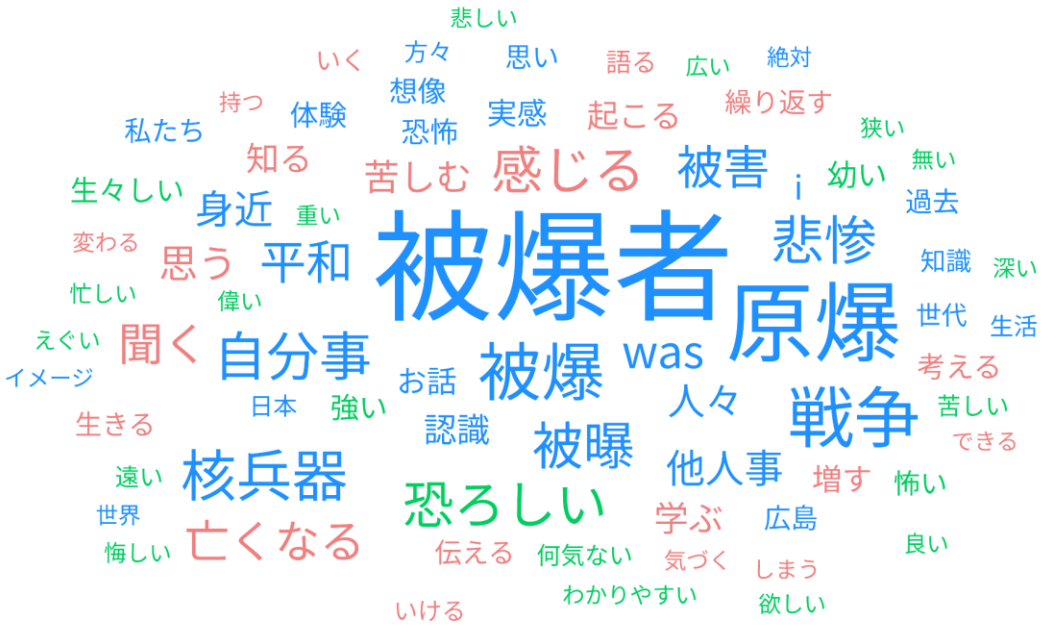

Q. 被爆者のお話によってなにか行動しようと思いましたか？

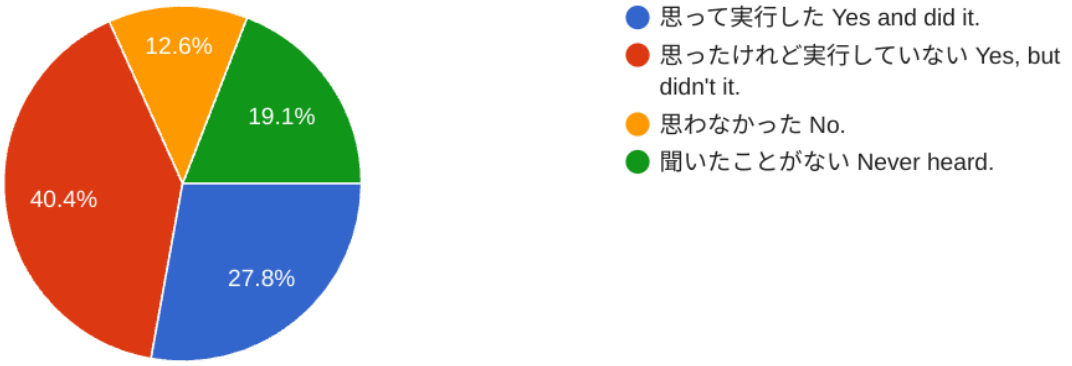

⇒行動に起こさないといけないと思っても、勇気が出るまで活動の機会を根気強く見つけるまでの原動力になってるとは必ずしも言い切れない。

Q.気候変動による被害と核兵器や戦争による被害について、どちらの方に危機を感じていますか？（関心がありますか？）

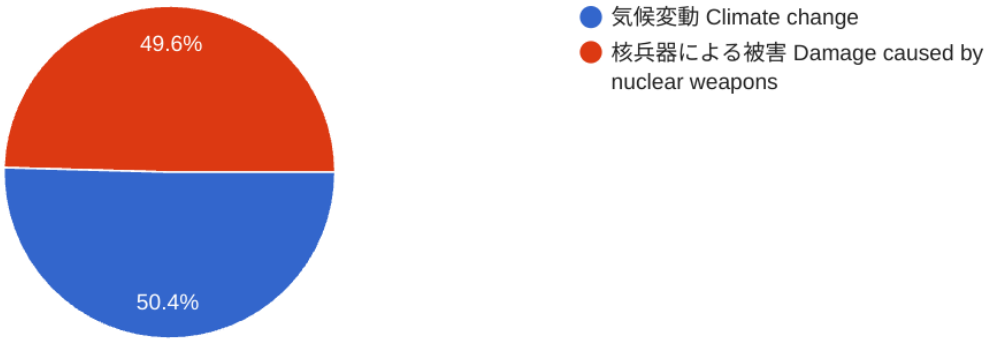

気候変動の方が僅かに核兵器による被害を上回っている。賢人会議でも挙げられた、気候変動の方が危機を持っている人が多いとは断言できない。しかし、海外の方のアンケートだけを調べた結果、75%が気候変動と回答していた。賢人会議のメンバーはみな海外の方なので、日本は被爆国で平和に関心があり、予想通りの結果には至らなかったのかもしれない。

↳気候変動による被害と戦争、平和による被害についての結果が同じだったため、なぜそう思うのか、それぞれの結果を下にして「影響力」の原因について追求していく。

Q. 気候変動による被害と核兵器や戦争による被害について、どちらの方に危機を感じていますか？（関心がありますか？）

（気候変動との違いを導き出す）

③《気候変動に危機を感じると回答した人の理由（テキストマイニング）》

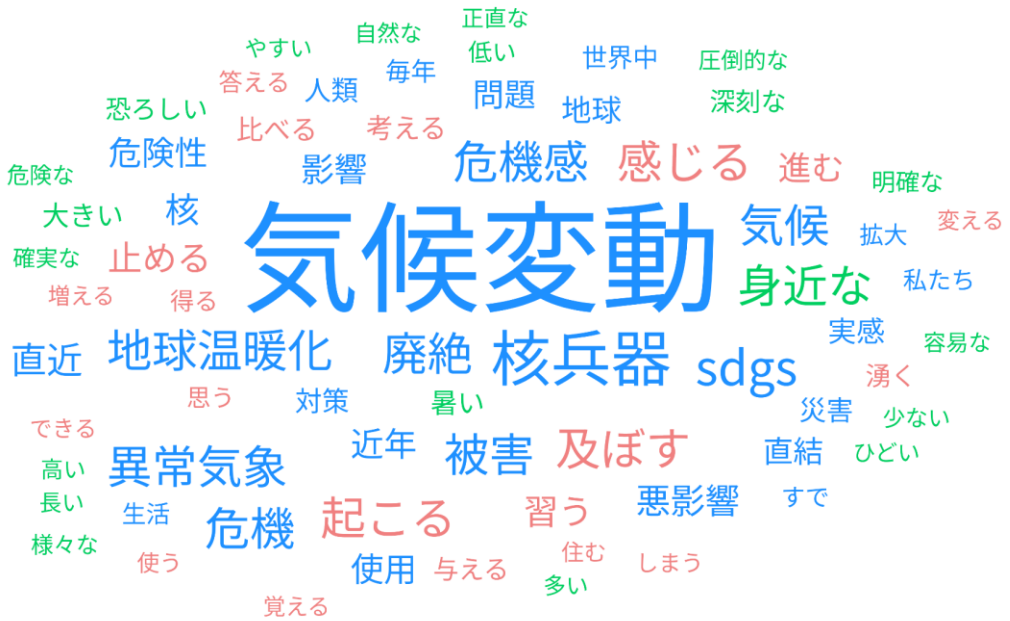

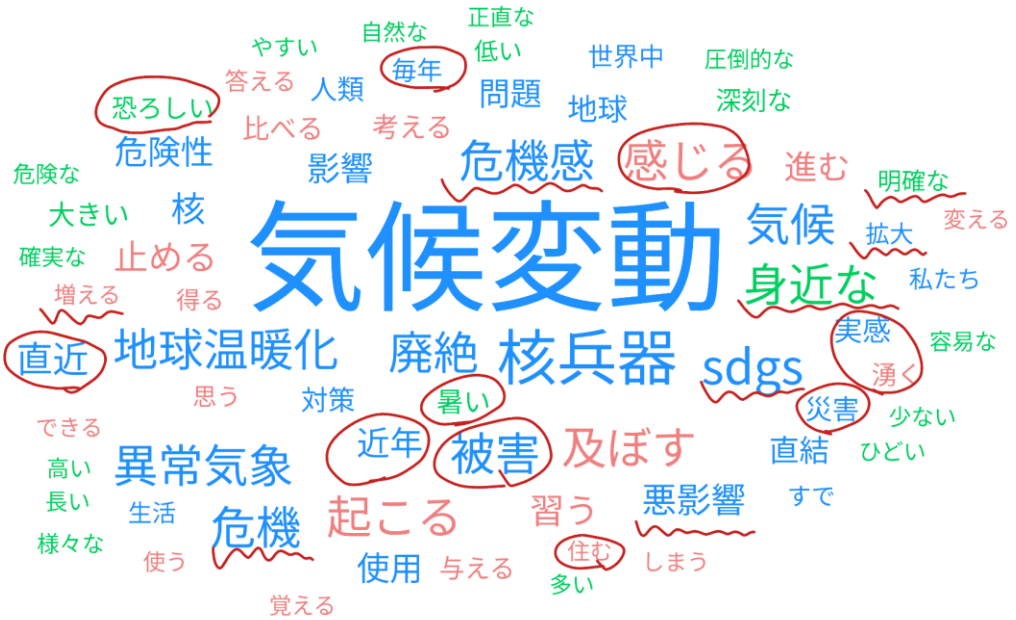

・最近、肌でかんじているから。

・すでに現在、日本で熱中症で死亡している人が増えていて、身近に感じるから。核兵器は、あまり実感が湧かない。

・昔と比べ、暑くなっていることや、熱中症患者を見かけることが増え、介抱をすることが日常的にある。更に、時期によって咲く花や虫の声などのズレ、作物が日光で日焼けして枯れるなど、このままでは自然がなくなってしまうのでは無いかと不安だから

・核兵器より気候変動の方が自分にとってより身近に起きているように感じられるから。個人的な対策の方法が思いつきやすいと思う。

↳自分の肌で感じる危機に危機を感じている。

④《核兵器・平和に危機を感じると回答した人の理由（テキストマイニング》

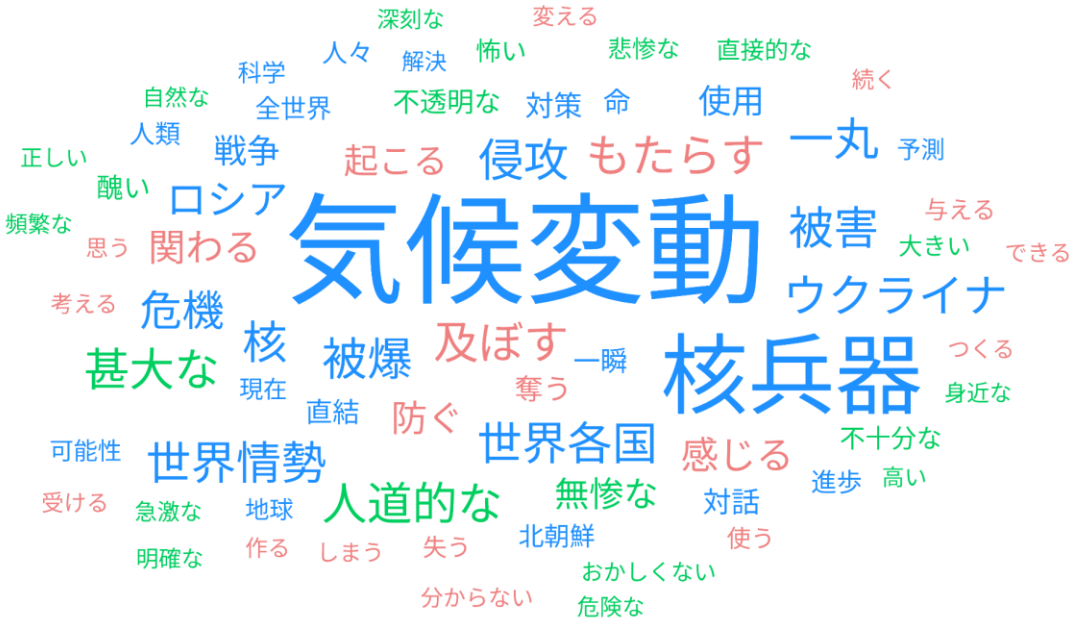

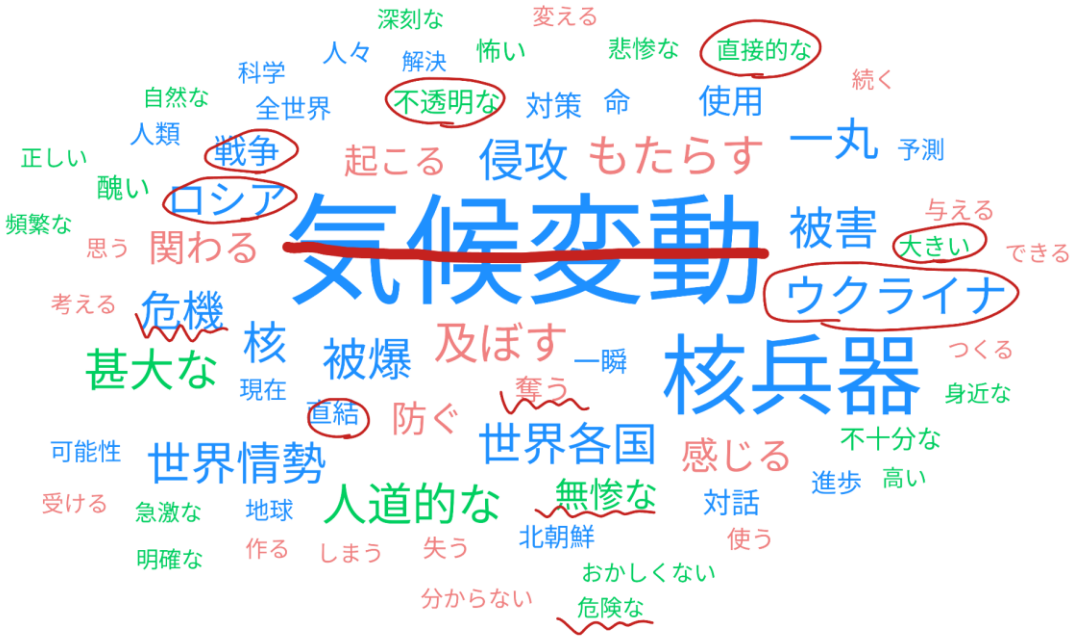

・直接死を連想させるから。

・共産圏の、独裁者の判断一つで核が使用されるのが怖い。

・広島県に住んでいるので昔から核兵器のことについて学んできたので核兵器の被害についての危機が自分の深く根底にあるから。
・ウクライナとロシアの戦争などで核兵器は使われていないが、ロシアが核を持っていることからそれをいつか使用する可能性がなくはないと感じるから。

↳自分事として捉え、そうなるかも知れない可能性に危機感を感じている。（自分が被る被害の可能性を危惧している）

⑤Q.あなたはどのような平和活動を行っていますか？（過去の活動も含む）行った理由、期待する効果、得られた効果も合わせて教えてください。
（今の平和活動を見直す）

平和活動	回答者が 行っている理由	回答者が思う 得られた効果	回答者が思う 感じた問題点	私からの 疑問点
高校生平和大使、 高校生一万人署名活動	関心があった	平和、戦争に関して声があげられる。 啓発をおこなえる	効果は実感できない、届いているように感じられない 大きな活動はできていない	本当に伝わっているものなのか？
被爆体験伝承者	被爆証言を絶やさないようにするため			
IPPNW（核戦争防止国際医師会議）	医学部生、高校生平和大使出身			活動内容が定かではない
学校への講演会	子供の平和教育機会	戦争の恐ろしさを知る	行動に移そうと思える人はごくわずか	
ピースクラブ、グローバル未来塾、広島ジュニア国際フォーラム	具体的でないものにおいてできることとは、提示されたものに飛びつくものだと考えたから。	様々な考えを知り、自分を見つめ直せた。 国外の人と話せる		提示されたものとは本当に伝わる平和活動なのか
ポスター作りの宿題	宿題という義務	しなくてはいけない状況で危険性を知り、関心を持った。		内容の深さが気になる

家族の戦争体験、被爆体験を聞いた	聞く機会があった	自分の命は尊いものだと知った。終戦が一週間遅れていれば私は生まれてこなかっただろう。		
平和公園ガイド		同世代の関心を集められたように感じる		平和公園の碑を知っている人はごく僅かである
折り鶴を折る	平和学習			直接的に平和を要求できる行為ではないのではないか
原爆パネル展、被爆ピアノコンサート		知らないを知るに変えられた		
紙芝居	ボランティアに参加	幼い子でも理解できる		
作文コンテストの主催				
修学旅行の訪問先選定の際に平和学習を入れている	教育を通じて伝えたい			
平和のメッセージを作る	そのような機会があった		見栄えのためにしか使われていなかった	発信の仕方に問題があるのでは？
原爆資料館を見て回る	学校の平和学習	現実を見て怖くなった		

・最初ワークショップに参加し始めたきっかけは大学進学に役立つと思ったからでしたが、実際に参加してみて同じような考え方の人、全然違う考え方の人がいたり、日本人と海外の人では核に対する全く考え方が違ったり、なんなら日本の中でも平和活動が特に盛んな広島や長崎の人とそれ以外の人では平和に対する意識がかなり違うように感じました。今現在、そのようなワークショップに参加する人は実際にその目的に強く意志を持つ人ばかりで、興味のない人は原爆投下日の追悼番組を見ない人もいれば、そもそも原爆投下日を知らない人もいます。広島、長崎が平和学習が盛んなのは納得ではありますが、このような学習を全国的に、全世界に広める必要性があるように感じます。平和に興味のある人1人が2人に伝え、正しく理解しても

らい、関心を持ってもらうだけでこれをn回繰り返せば2のn乗人、平和について詳しくなることができます。そのような場を設けてもらえれば私たちも人に伝えることが容易になり、平和の輪を広げられると思います。

・核兵器廃絶にむけた署名活動を行ってきました。

署名活動はさまざまな効果を持ちます。以下にいくつかの主な効果を挙げてみます：

認識と啓発：署名活動は特定の社会的な問題や課題に関心を持つ人々に対して、その問題についての認識を高め、啓発する役割を果たします。署名活動を通じて情報が広まり、多くの人々がその問題について知識を深めることができます。

支持の示唆：署名活動は個人や組織が特定の要求や意見に賛同していることを示す手段となります。署名した人々の数は、その要求に対する支持のレベルを示す指標となります。

決定者への影響：大量の署名が集まると、政府や企業などの決定者に対して、特定の問題への重要性や市民の意見が伝わる可能性が高まります。署名活動が広がれば、政策変更や法律の制定など、具体的な行動を促すことができます。

共感と連帯：署名活動は共感や連帯を生み出す力があります。特定の問題に関心を持つ人々が一堂に会し、その共通の目標に向けて団結することで、より大きな影響を持つことができます。

メディアへの露出：多くの署名が集まると、メディアの関心を引きやすくなります。署名活動が報道されることで、問題が広く世に知られることが期待できます。政策や企業の変革：集まった署名により、政策の改定や企業の行動変更など、実際の変革を促進することがあります。署名活動は、社会的な影響力を持つ手段の一つとして活用されます。

実際に、国や立場を超えた人々から賛同をいただき、核兵器廃絶の重要性を訴えることができたと感じています。

・千羽鶴を折ったり、署名活動に参加したり、一般的なことはしてきたと思う。争いが起こること自体は悪いことだとは思わないし、寧ろ自然なことであると思うが、そのために民を扇動し必要以上の犠牲を出すことはやめてほしい、その願いから参加した。十中八九その願いが届かないのはわかっているし、現に届いていないと思うが、僅かな希望があるのならば、できることはやりたいと思う。

　平和という役が20％という高確率で出現すると言われる、麻雀という競技がある。世界も高確率で平和だったらいいのに。

・　近代史や国際情勢についての本を読んで、何が今までに起こり現在に至っているのかをできるだけ理解しようとしています。また、自分の子供達に近代史や国際情勢について分かることを話して聞かせるようにしています。

　そうする事で、感情に任せて外国や自国の政府を批判をするよりも、歴史的経験に基づいて人々の行動を理解できるようになると思うからです。そして何が真に正すべきことなのか、何をサポートすべきかがわかりやすくなると、無駄な批判や争いがへって平和に近づけるのではないかと思います。　実際の効果は分かりませんが、やらないよりやった方がいい事かと思っています。

↳真の意味を考慮せず、「とりあえず参加してみた」という平和活動も多い。

義務的に宿題として、修学旅行の訪問先だから事前学習の課題として出すと調べなくてはならない状況が発生し、興味関心には至る可能性がある。
自分事として実感をすると行動に移したくなる。

3. 考察
①平和の解釈は多様である。また、形容詞的に説明されている。
②戦争は名詞単語で説明できるため、相手と共通認識ができるため、確実に伝えることが可能である。しかし、平和は抽象的で形容詞的なので人によって解釈が異なり、ミスコミュニケーションを起こしかねないので、確実に伝わるかどうかはわからない。
③身近に感じやすい課題は、自分事として捉えられ、危機を感じる。
④自分事として捉え、そうなるかも知れない可能性に危機感を感じている。（自分が被る被害の可能性を危惧している）
⑤真の意味を考慮せず、「とりあえず参加してみた」という平和活動も多い。それは大人の見栄えとして使われていたり、発信せず影響力を持たせない場合もあるため、効果のある平和活動とは言い切れない。義務的に宿題として、修学旅行の訪問先だから事前学習の課題として出すと調べなくてはならない状況が発生し、ある一定数、興味関心には至る可能性がある。
自分事として実感をすると行動に移したくなる。

4. 結論（上記の考察より）
より身近に感じられたり、自分に危機を感じた時に人は心を動かされたり、関心を寄せるようになる。核兵器の問題や平和についての問題は自分ごとのように感じられるような活動をすることが今後求められると結論づける。しかし、被害の特性上、自分の身に被害を被る被害にできるわけではないので、平和活動を変えるしか方法はない。ただし、体験してもないのにトラウマ化する可能性があるので（特に幼い子）過激なものの提示は避けることが必要である。

《実際に体験したかのように感じられる平和活動》

・ドキュメンタリー映画

肌で映画の画像に触れて、怖さが実感できる。このようなことは二度としたくないという気持ちになる。ただし、トラウマが懸念される。

・『9月21日国連ピースデー』（人間関係に気をつける日）

「平和を脅かす出来事」の95%が家庭や職場、学校などでの人間関係によるものという研究結果がまとめられている。人間関係に注意してこの日を過ごす⇒平和の存在を理解し安心

できる⇒続けられる⇒毎日実践できるというサイクルを作る。また、停戦日としても定められている。

・イギリス帝国戦争博物館（英国研修で訪れた）

第2次世界大戦時のヨーロッパのとある家の内部を再現（空襲が起きている様子を再現）

爆撃機が上空を飛んだときに発生する爆音と振動の再現

世界中の戦闘機と爆撃されたテレビ報道局の車　　など

付帯的に戦争の様子を鑑賞できる、また、当時の日本が外国から見たときにどのように見られていたのかなど、違った視点から戦争を見ることができ、戦争に関する新たな発見ができる。

・地理の教科書p.215（新地理総合、帝国書籍）

「クロスロード」

人々の考え方は多様化し、人と人、解決策と解決策との間の葛藤の調整、合意形成における判断なども重要な意味を持つようになってきた。「クロスロード」とは、判断の分かれ道のことで、課題に関する取り組みに見られるジレンマを題材に。二者択一の設問にYESまたはNOの判断を下すことを通して、他人事ではなく、自分事として考え、相互に意見を交換することを狙いとしたゲーム。（教科書では「防災ゲーム」として挙げられているが、今回の課題にも置き換えられるのではないか）

SKILL 20 防災ゲーム「クロスロード」の活用

TRY
1 図4を参考にしながら，地震が発生したときのことを考えよう。Q1～Q3のような判断の分かれ道（クロスロード）で，あなたならYESとNOのどちらを選ぶだろうか。また，そのように判断した理由を話し合おう。
2 国土地理院の「重ねるハザードマップ」で，図4の地域の津波浸水想定を調べよう。また，津波の指定緊急避難場所も確認しよう。

Q1 YES or NO
あなたは同級生たちと海辺（A）に遊びに来た。地震を感じたが，大した揺れではないように感じた。まず，スマートフォンで情報収集をする？

Q2 YES or NO
スマートフォンで津波警報を受信したので，急いで逃げ始めた。高台の高校（B）まで行けば安全そうだが，20分くらいかかりそう。友人は，「近くの図書館の屋上の避難場所（C）の方が近そうだ」と言う。友人に付いて行く？

Q3 YES or NO
避難場所に着いた。時間がたち，食べ物が足りず，あなたはとても空腹。限られた食料を小学生以下の子どもと65歳以上の高齢者にだけ配布してはどうかと提案があった。賛成する？

↑4「重ねるハザードマップ」でみた高知県黒潮町の周辺（左）と同じ場所の津波浸水想定（右）　左の地形図に津波浸水想定を重ね合わせると，右の地図になる。この地図に，さらに指定緊急避難場所や，道路の通行規制区間，冠水想定箇所などの道路防災情報を重ね合わせることもできる。

ポイント 国土地理院が公開している「重ねるハザードマップ」では，津波や洪水，土砂災害のハザードマップなどを重ねて表示することができる。

5.参考文献

池上彰/監修、稲葉重勝/著（2017）「戦争」と「平和」を表す世界の言葉
「戦争」「平和」とGoogle画像検索
（朝日新聞「広島・長崎の記憶）
https://www.asahi.com/hibakusha/　より一部抜粋（2020年10月12日取得）
https://www.peacefulworld10000.com（2020年10月12日取得）
※旧ホームページ時の取得
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/education/17162.html#:~:text=%E5%BA%83%E5%B3%B6%E5%B8%82%E3%81%A7%E3%81%AF%E3%80%81%E8%A2%AB%E7%88%8670,%E6%B4%BB%E5%8B%95%E

3%82%92%E8%A1%8C%E3%81%A3%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%E3%80%82（2020年10月12日取得）
朝日新聞https://www.asahi.com/hibakusha/shimen/hibaku75/hibaku75-01.htmlより一部抜粋、2020年10月12日取得
https://greenz.jp/2018/09/19/jeremy_gilley/
2020年10月12日取得

日本の選挙

ー日本の選挙に今一度の改革を！ー

広島大学付属福山高等学校
5年A組1番　秋山薫

はじめに

日本の選挙、特に衆議院、参議院、地方議会の選挙に関してその存在意義から考察し、現行の選挙制度よりもより適切なものを提言する。

選挙といえば、衆議院総選挙に1991年に導入され、1996年に施行された小選挙区比例代表並立制が大きく報道された。また、近年の少子高齢化とも相まって、若者の投票率が低くなっていることも問題である。また後者に関しては、今書いている筆者ももうすぐ選挙権が与えられる年齢となることから、特に意識するところとなっている。

本稿は、選挙制度を考えるうえで、まず、その国の統治システムを考え、そこでどんな議会にするかを構想し、それ即した選挙制度を考えるという手順に則り、第一章で、日本がとる議院内閣制の理念に基づき、衆議院、参議院両院の意義や立ち位置について考える。この中で、議院内閣制の中でも二院制の意味についても再考する。

第二章で、衆議院の選挙制度を現行の小選挙区比例代表並立制に対する問題点を挙げながら考える。

第三章では、参議院の選挙制度を、地方議会の状況を理解したうえで、参議院の立ち位置を考えながら、適切な仕組みを考える。

選挙制度というのは、その時々の民意を適切に反映させたものでなくてはならず、民主政治を成り立たせる最も大事なツールである。また、各選挙制度には一長一短があり、様々な意見がある。したがって、その時点において、完璧な選挙制度というものは容易には見つからないことを指摘する。

1，議院内閣制、二院制であることについて

本章では、日本で現在実施されている議院内閣制、二院制について概観し、その意義と課題を述べる。よって本章での問いは、「なぜ日本では議院内閣制が採用されているのか、なぜ、二院制が採用されているのか」とする。

議院内閣制の定義について、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で指名されます。また、内閣は行政権の行使について、国会に対して連帯を負うものとされており、衆議院で不信任を議決されたときは、衆議院を解散するか、あるいは総辞職しなければなりません。このように内閣の組織と存続の基礎を国会に置く制度を議院内閣制といいます」（衆議院のホームページより）とする。つまり、総選挙で選ばれた議会が首相を選び、議会の多数派がその内閣を支えていくのが議院内閣制である。したがって、議会において与党による「多数派の創出」が必要不可欠になってくる。このときに重要になってくるのが、党議拘束（政党の決議によって所属議員の表決活動を拘束すること（ウィキペディアより））である。したがって、議会での多数派の創出により、首相が閣僚とともに行政権を掌握し、首相のもとで、一貫した政治が行われることを期待して取られているものとわかる。ここに、アメリカの政治学者である、ネルソン・ウルフ・ポルスビー氏の「議会類型論」を簡単にまとめた表がある。

	「討論の議会」（イギリスなど）	「立法作業の議会」（アメリカなど）
権力分立	議院内閣制と親近性あり	大統領制と親近性あり

議会類型	・内閣、与党の法案を野党が批判する「討論の議会」「アリーナ議会」・争点を明確にすれば良い・実際の立法は内閣が担う	議員自ら法案を提出し、修正も多い「立法作業の議会」「変換議会」・国民の要求を法律に「変換」する・実際の立法作業を議員が担う
議会での政党	党議拘束が強い	党議拘束無し、機能する両院協議会（ねじれや分割政府でも打開の余地）
両院制・一院制	下院の優越が極めて明確（実質的に一院制に近い運用）	両院は平等（一部機能を異にする）
補助スタッフ	少ない（官僚などが立案に協力）	多い（公費で雇われている）

また、日本では、議院内閣制とともに、二院制（両院制）をとっている。我が国では、日本国憲法において、「国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する」と定義されている。そして、採用されている理由としては、「国民の間の多様な意見と利益をできるだけ広く反映することができる、相互に抑制、補完、協力すること」（参議院のホームページより）とある。しかし、法律案に関して、衆議院における「多数派の創出」だけでは、政権が立ち行かなくなる事がある。いわゆる、「ねじれ国会」と言われる、衆参で与野党逆転が起きている場合である。日本では、「衆議院の優越（1，予算、条約、内閣総理大臣の指名について、両院協議会を開いても意見が一致しないとき、または、参議院が一定期間内に議決しないときは、衆議院の議決が国会の議決になること、2，法律案は衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした場合に、衆議院において出席議員の3分の2以上の多数で再可決されれば、法律となること（衆議院のホームページより））」というものが言われているが、ここで、法律案に関して、参議院の否決に対して、衆議院が3分の2以上で可決できるとあるが、この3分の2という数は相当ハードルが高いものになっている。
よって、与党は参議院に対しても、多数派の創出を狙おうとする。「衆議院の優越」が語られることが多いが、参議院の権限はかなり大きいものとなっている。

2，衆議院の選挙制度について

本章では衆議院の選挙制度について、まず、衆議院の立ち位置、役割を考えたうえで、現行のもの、つまり小選挙区比例代表並立制について導入、施行の過程を整理したうえで、課題を見出し、それについての新たな代替案を考察する。よって、本章での問は、「なぜ、日本で小選挙区比例代表並立制が導入されたのか、また、小選挙区比例代表並立制に関する諸問題とはなにか、そして、それを補完する形で、今日の民主主義を反映した新たな選挙制度とはなにか」である。
衆議院においても、議院内閣制の意義で述べた通り、多数派の創出という観点で、安定した政権の樹立を目指してきた背景があるため、政党側からしてみれば、特に与党においては、多数派の創出は必要不可欠なのである。

小選挙区比例代表並立制の導入過程について述べる。小選挙区比例代表並立制以前、戦後から続く中選挙区制（一つの選挙区３～５人の当選者を選ぶために、有権者は一人一票投票する制度）がとられていた。しかし、一つの選挙区で同じ政党所属議員との同士討ちがあったり、それにより、金の力で当選しようとする金権選挙または、金権政治が横行する元凶であったり、また、広い選挙区を候補者が回らなければならなかったため、莫大な費用と労力がかかったりすることなどが理由で、廃止になった。そこで、1994年細川護熙内閣のときに、小選挙区比例代表並立制の導入が発表され、1996年の衆議院議員総選挙で初めて施行された。その制度が今日まで続いているのである。
小選挙区比例代表並立制の仕組みについて述べる。簡単に言えば、小選挙区制（一つの選挙区で一人の当選者を出し、原則有権者は一人一票投票する制度）と拘束名簿式比例代表制（有権者は政党の候補者の当選順位を決めている名簿から一人を選び投票し、政党の獲得議席数に応じて名簿登録上位順に当選者が決まっていく制度）が組み合わされている二票制の選挙制度である。各政党の一部の議席が小選挙区制によって決まり、残りの議席は各政党の名簿から決定される。具体的には有権者は小選挙区での候補者に対しても比例代表区での候補者に対しても、同時に投票を行うが、開票は小選挙区のものが先に行われ、その後、比例代表区でのものが行われる。小選挙区比例代表並立制の一つの特徴として、重複立候補制が認められていることである。つまり、小選挙区に立候補している候補者が、比例代表区での政党の名簿に名前を連ねることができるというものである。このとき、小選挙区で当選している候補者は、比例区での名簿に名前はなかったものとして考えられる。
小選挙区比例代表並立制の導入理由、特徴を述べる。
＜導入理由＞
①小選挙区制の欠点である、死票が多いこと、比例代表制の欠点である、小党分立になることなどの互いの欠点を補い合っていることに加え、互いの長所も生かされている。
②選挙活動費が中選挙区制時代のものより、低く抑えられる。
③二大政党制を促し、政権交代が容易である。
＜特徴＞
①重複立候補制（候補者が小選挙区制にも立候補でき、比例代表の名簿にも名前を入れることができる）が認められている。
小選挙区比例代表並立制の問題点について述べる。
＜問題点＞
①小選挙区比例代表並立制は二大政党制を導くとされているが、現在衆議院の存在している政党数は8となっている。
②小選挙区で落選した議員が比例区で復活するのはおかしい（いわゆるゾンビ議員）。
③②にもつながるが、重複立候補制において、小選挙区で落選が決定したのにもかかわらず、比例区で、政党内での要人物であるだけで、当選が決定してしまうことは、民主的でない。
④小選挙区と、比例代表区での各政党の得票率と議席率の差が大きい場合があり、この場合、どちらの選挙結果が民意なのかわからない。
①について、これは誤解である。小選挙区の二大政党制というのは、選挙結果が二大政党伯仲状態になることを意味しているのではなく、二大政党で競り勝ったほうが多数派を占めるのである。イタリアの政治学者である、ジョヴァンニ・サルトーリの「二党制」の中でも、二大政党制とは、2つの政党が単独過半数を目指し、いずれかが過半数を制し単独政権を形成するが、政権交代の可能性が十分にあるものとされている。
②、③、④についてだが、ここから具体的にどのような選挙制度にすればよいか考察する。重複立候補制によって、民主的でないというが、要するに、比例代表制において、名簿の上位にいる候補者、つまり、政党内での重要な人物の当選はほぼ確実であるということであり、これは、小選挙区で仮に落選したとしても、比例区での議席配分で当選できるからである。小選挙区で国民が選んでいない候補者が当選できる仕組みというのは、本当に民意を反映できているのか、という問題である。これに絡んでくるのが高齢化の問題である。このことから、小選挙区比例代表並

立制は政党側からしてみれば有利な選挙制度となっているが、有権者にとっては疑念が生じる可能性がある物となっていることがわかる。
ここで、ドイツのような、小選挙区比例代表併用制について見てみよう。この選挙制度は、小選挙区制と、比例代表制を組み合わせている点で、並立制と似ているが、決定的な違いは、まず、比例区で各政党が議席配分を決定したうえで、小選挙区での当選者を優先的に割り当て、仮に、議席が残った場合は、各政党の比例区での名簿の上位から順に当選とするという、比例代表制の色合いが強いものとなっている点である。併用制は並立制と違って、政党内の候補者の優先順位よりも有権者が選んだ候補者が決まりやすいものとなっており、一見すると、とても良い制度となっているが、しかし、併用性をとる国、ドイツでは、無所属の候補者が小選挙区当選しても、政党名簿の議席配分に入ることができず、比例代表の枠外の当選となるため、もし、小選挙区の候補者が全て無所属で出馬した場合、事実上小選挙区比例代表並立制と同じになる。これを防ぐため、ドイツでは日本とは違って、重複立候補制が奨励されている。これにより、ドイツでは、小選挙区で何度も落選している候補者がその度に比例区で復活当選を果たしている。また、戦後、小党分立により連立政権が組まれることが多く、総選挙後、新政権発足まで、各政党の政策の差を埋めるために平均3ヶ月も協議を重ねている。日本では、二大政党制を目指してきた側面があり、また、先に述べたように重複立候補制に関して並立性でも問題視されることも多いため、併用制は難しい。
⑤について、例として1996年衆議院総選挙で言えば、自民党の議席率が比例代表選では、35%になったのに対し、小選挙区選では、56.3%となったことなどが挙げられる。結局、併立制や併用制などの小選挙区と比例代表の混合型というのは、互いに相反する理念を持ち合わせる2つの選挙制度を合わせた形に過ぎず、これで、民意を反映させようとすることのその正当性に疑問が生じかねない。
　ここまで述べた通り、並立制や併用制といった混合型というのは今日の日本では取り入れるのが難しいものとなっていることがわかる。政党本位で、二大政党制を導くものであり、政権交代可能な選挙制度というのは、最終的に単純小選挙区制しかないのではと思った。しかし、今日選挙から国民の関心が薄れていく中で、死票が多いという最大のデメリットを抱えた小選挙区制を採用することは、いささか無理があるように思える。ここで、取り入れたいのが、フランスで取り入れられている小選挙区二回投票制（初回投票で、候補者をある一定のラインで絞り込み、決選投票で当選者を決める、有権者は2回投票する可能性が生まれてくる制度）である。これは、従来の単純小選挙区制のなかでの死票の多さという点を保管している制度であり、また、近年の選挙に対する関心の薄さの理由の一つである、支持する候補者、又は、政党がないというものを、候補者、政党を絞った状態で再度選挙することで、2回目からの投票でも許されるというところに、メリットがあるのではなかろうか。優先順位付投票制（有権者の意向の第一優先的候補者がたとえ落選しても、二次、三次の候補者を選ぶ事ができる可能性が残っているという選挙方法）であっても良かったが、全体で行うには少し、選挙制度として仕組みが複雑すぎるところがあったため、今回は、採用には至らなかった。また、現時点では、小選挙区二回投票制を推奨しているが、政権交代可能な制度としては、いずれ、単純小選挙区制にするべきだというのが結論である。

3，地方議会の選挙制度について

本章では、地方議会、地方首長選挙について、地方議会の機能について確認し、地方議会、首長選の現行の選挙制度を確認し、問題点を洗い出し、地方議会の選挙制度の代替案を詳しく述べていきたい。よって、ここでの問いは「地方議会の機能はなにか、地方議会、首長選挙の問題点はなにか、そして、それに代替する適切な選挙制度とはなにか」である。
なぜ、衆参両議院の選挙制度を考える際に、地方議会について考えなければならないのか、という疑問が生じるだろう。中央の議会の選挙制度について考えると、その選挙制度が地方議会に与える影響についても考慮しなければならないからである。今まで、中央の選挙制度を考える際、地方議会の選挙制度について同時に考えられてこなかった。その証拠として、中央では議院

内閣制、地方ではある一種の大統領制というバラバラな状態であることが挙げられる。僕の提言では、地方議会の選挙制度が参議院に大きく影響するので、まず、先に地方議会、首長選挙から考えたい。
地方議会の機能について述べる（日本地域政策学会より）。
①住民の意見（意思）を把握し、反映する機能（住民代表機能）
②執行機関の活動（施策）を監視（チェック）する機能（監視機能）
③制作を立案（提案）する機能（政策立案機能）
この理念に基づき、地方議会では、二元代表制（議会と首長が相対して議論を進めていく状態）という、一種の大統領制（アメリカのような議会と大統領を別々の選挙で選ぶ制度）をとっている。
地方議会選挙の問題点を述べ、それを補完する形で選挙制度を考えていく。
①それぞれの地区で、小選挙区制であったり、中選挙区制であったり、または大選挙区制であったり、つまり、人口に比例するという偶然性に任せて選挙制度を取っている状態であること。
②地方議会への政党化が中途半端な状態であること。
①について、地方議会議員は住民の意見を把握し、反映させなければならないという責任があるため、住民との関わり合いは強い。だから、比例代表制よりも、小選挙区制のほうが良いのだが、各自治体によって人口が違うため、人口比例で小選挙区、となると各地域での差が大きく出てしまう。よって、比例代表制が良いのだが、これも、自治体の大きさによって変わってくる。ここから具体的な選挙制度を考えていく。
＜都道府県議会や政令指定都市議会の場合＞
単記移譲式比例代表制（有権者が候補者に順位をつけて投票し、一位の候補者が決まり、当選が決定した候補者の余分な票は他の候補者に回され、二位、三位と決まっていく制度）
大きな選挙区になってくるといくらか死票が出るが、その死票を最低限抑えることができる。また、政党化に関しても政党ではなく、人を選ぶことのできる選挙制度である。
＜区市町村議会の場合＞
小選挙区二回投票制
比例代表制では、選挙区が小さすぎる場合があり、比例代表制は考えにくかったが、単純小選挙区制とすると、死票が増え、人口が少ない市区町村ではなかなか受け入れられない場合もあると考えた。したがって、相対多数制だと、人口の少ない中で住民が満足の行く議員を選ぶことができない可能性があるため、絶対多数制として、二回投票する小選挙区二回投票制をとる。二回投票することに労力やコストの面で欠点はあるが、人口の少ない中では有権者と地方議会議員との密接な信頼関係が築くことができ、議員本人の責任感も生まれる。
＜首長選挙＞
小選挙区二回投票制
二元代表制の中では、議会と知事という対立構造となるため、確固とした主張が必要である。したがって、小選挙区制の中でも、広く民意を反映し、死票の少ない中での決定となる、小選挙区二回投票制（候補者への票の入り方によっては、2回にならない場合もある）が良いと思う。優先順位付投票制は先ほども述べたが、仕組みが複雑なため、少し受け入れられにくい面がある。-

ここまで、自分の提言する選挙制度を述べたが、ここで、問題点②について考える。つまり、地方議会に政党化は必要かということである。ここで、地方議会における政党化の進展具合について述べる。2019年時点で、都道府県議会では政党所属議員は77.7%であるが、政令指定都市を含めた市議会では38.0%、町村に至っては12.6%でしかない。ここから言えることは、都市部ほど政党化が進んでいる一方、地方や農村部では政党化が進んでいない。また、全国小選挙区407選挙区において、自民党に所属している議員が議席を占めている県議会の割合は、302選挙区、74.2%になっている。このことから小選挙区において旧民主党系政党が自民党に対抗できる力を保てていないということになる。他方で、公明党・共産党の双方が議席を持つ選挙区は、89にとどまり、定数3以下の906議席のうち少なくとも公明・共産いずれかの政党が議席を持っているのは82選挙区と、1割に満たない。公明党や共産党の議員が県庁所在都市に存在しない県

も8確認できる。つまり、公明党や共産党といった政党は、特に農村部においては、比例性が高い大選挙区制となっているところでしか議席獲得ができなくなっている状況である。ここまで、現状の地方議会の進展具合を述べたが、今まで、政党化を進めてきてもあまり浸透しなかったことがわかるだろう。一部の選挙方法では、候補者の所属政党を選ぶことで、その候補者個人の公約まで見なくても投票できるという有権者にとっては投票するまでのプロセスが簡単になる（これを情報コストの低い選挙と言う）というメリットがある。これは議会内でも同じである。政党間での政策論争がなされると、有権者は議会審議を理解しやすくなる。例えば、地方議会には平均12人の議員がいるが、その全員の議案に対する賛否や、一般質問の内容を知ることは容易ではない。しかし、会派制を導入し、会派がまとまっていれば、会派が同じであれば採決時の行動も同じになる日本では、地方議会の状況を理解する労力は削減することができる。しかし、例えば、首長が政党公認になっている場合、議会内のその当該政党と一体化し、議会内で、当該政党が大幅な勢力を確保してしまうと、議事運営も首長の思惑通りになってしまう事がある。このことは、「機関対立主義的モデル」の代表ともいえる二元代表制の構図が崩れてしまう。
ここまで踏まえて、地方議会の政党化について、現状中途半端な状態で政党化が進んでいることに疑問が生じる。もともと、戦後から長らく地方議会は議院内閣制ではなく二元代表制を取ってきたという歴史がある中で、議院内閣制と同じく政党化を進めるということに矛盾が生じている、このことから地域ごとによって政党化の進み具合が違うし、また地域によっては自民党が圧倒的有利で、またある地域では、公明・共産が幅をきかしているなど、結果がある程度決まっていることもあまり良くない。したがって、地方議会に政党化は必要ないというのが自分の結論である。

4，参議院の選挙制度について

本章では、参議院の役割や意義について考察し、その後選挙制度について提言する。よって、本章での問いは、「二院制であるうえでの参議院の立ち位置とはなにか、その立ち位置にある時の適切な選挙制度とはなにか」である。ここでは、現在の参議院の選挙制度とは全く違ったものを述べるので、現行の制度についての問題点などは詳しく考察しない。
参議院の意義について考える。諸外国の上院と比べても、参議院はかなり強力な権限を有しており、法律案においては衆議院とほぼ対等である。それは、法律案が衆議院で可決されても、参議院で否決されれば、衆議院で3分の2以上で再議決しなければならないことや、衆参で与野党逆転が起きたときの「ねじれ国会」が起きたことなどを見ればわかるであろう。与党は参議院においても、「多数派の創出」、また参議院の政党化が必要になってくるであろう。また、両院協議会を求めたとしても、両院協議会で出た成案が成功に終わった例は過去を見ると少ない。こうなってくると、安易に比例代表制は取れなくなってくる。統治能力の面で、大きな問題が出てくるからである。よって、現状においては、衆議院と同等の選挙制度もやむなしと言えるであろう。複数改選の都道府県の選挙区割を行い、すべて小選挙区制にして不整合を正すなどが考えられる。しかし、衆議院と同等の選挙制度では、両院で差異を設けるという二院制の意味が乏しい、ということになる。したがって、憲法を改正し、参議院で否決されても、衆議院で、3分の2ではなく、過半数で再議決できるようにすれば、「衆議院の優越」を明確にしたうえで、参議院を「再考を促す議院」「修正案を出す議院」というあり方にできる。しかし、憲法改正というのは提言としては浅はかなものかもしれないため、他の二院制の国の選挙制度を考えてみよう。アメリカや、イギリスといった主要国の選挙制度を調べたが、やはり、日本ほどここまで議会の上院に民意を反映させている国は他に類を見ないかもしれない、というのが率直な感想である。かろうじてアメリカが下院と同じ小選挙区制を取っていたり、ドイツが各週の議会議院の中からの選出（その州の政府が任免）であったりするが、このドイツの例のように、大統領や首相による任免が多い。一院制を取る国があるのも頷けるだろう。やはり、上院では下院とは違った、長期的、かつ独自の視点で議論しなければならないという観点から、両院での差異があるのだろう。
ここから、具体的な制度について述べていく。まず、日本では、アメリカやドイツのような連邦制はとっていないが、ドイツの上院の地方政府から閣僚を派遣するように、日本も地方議会から議員

を派遣するというやり方はどうか。これだと、全国民から選ばれた衆議院とは違う選び方で選ばれた議員で構成されるので、差異を設けることができる。また、衆議院議員より、地方の意見をしっかり持った議員が中央に行くことでも差異が生まれる。
ここからは、具体的に地方議会議員を中央に送る仕組みを述べる。令和3年4月1日現在、県議会の議員数は、全国平均56人となっている。現在参議院議員数は248人で、送る人数は一都道府県議会当たり、約3～6人となるが、参議院議員としての任期は3年、地方議会議員としての任期は6年とする。したがって、3年毎に3～6人を改選する。選出は、現職にある人物以外の県議会議員でくじ引きで行う。参議院議員としての任期の期間中に地方議会で議会解散が行われた場合、その議員は県議会議員としての役目を失い、無職となる。

5，結論

日本の現行の議会制度、議院内閣制、二院制をそのまま引き継ぐ。衆議院は小選挙区比例代表並立制から、優先順位付投票制にする。参議院は、地方議会をまず考え、都道府県議会から順に3～6人ずつ任期は3年で県議会が6年が任期より、一回の県議会議員としての任期の中で、6～12人が中央に参議院議員として送られることになり、その議員で構成される。都道府県議会・政令指定都市議会は単記移譲式比例代表制で、首長選挙、市区町村議会は小選挙区二回投票制とする。

6，結びに

ここまで、衆議院、参議院、地方議会の選挙制度に関して述べてきた。選挙制度に関しては、今の国民の投票率が下がっていっているように、時代によって国民性は変わっており、求められる民主形態も変わってくるものである。今回僕が提言する選挙制度が全く完璧であるとは言えず、我々は常に民主政治を行うための重要なツールとしての選挙制度について考えなければならない。また、今回、選挙制度に関して特に注目して述べてきたが、選挙制度以外であっても、選挙で投票率が下がっていっているように、今の国民の意思を適切に反映できていない制度も残っているように思える。大切なことは、「難しいからやらない」と手を出す前から諦めるのではなく、我々個人が求める民主主義とはなにか、そのためにどのような制度が必要か、考えること、それが個人個人に求められている。その切り口となることを願って、本稿を終わる。

7，参考文献

＜参考文献リスト＞

・Wikipedia「党議拘束」
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%85%9A%E8%AD%B0%E6%8B%98%E6%9D%9F#:~:text=%E5%85%9A%E8%AD%B0%E6%8B%98%E6%9D%9F%EF%BC%88%E3%81%A8%E3%81%86%E3%81%8E%E3%81%93%E3%81%86%E3%81%9D%E3%81%8F,%E3%81%A8%E3%81%84%E3%81%86%E8%AA%9E%E3%82%82%E7%94%A8%E3%81%84%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%80%82
（2024.1.17）
・衆議院「国会の権限」
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/kokkai/kokkai_kengen2.htm
（2024.1.17）
・日本地域政策学会「地方議会改革と住民代表機能の向上」
https://ncs-gakkai.jp/about_ncs/%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E6%94%B9%E9%9D%A9%E3%81%A8%E4%BD%8F%E6%B0%91%E4%BB%A3%E8%A

1%A8%E6%A9%9F%E8%83%BD%E3%81%AE%E5%90%91%E4%B8%8A/#:~:text=%E5%9C%B0%E6%96%B9%E8%AD%B0%E4%BC%9A%E3%81%AE%E6%A9%9F%E8%83%BD%EF%BC%88%E5%BD%B9%E5%89%B2,%E3%81%8C%E3%81%82%E3%82%8B%E3%81%A8%E3%81%95%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%80%82
（2024.1.6）
・NHK「あなたの選挙区は」
https://www.nhk.or.jp/senkyo/database/shugiin/2021/constituency/
（2024,2,27）
・政治ドットコム「比例代表師とは？小選挙区制との違いや議席配分の仕組みについて簡単　解説」
https://say-g.com/proportional-representation-538#i
（2024,2,27）
・厚木市「比例代表選挙の「拘束名簿式・非拘束名簿式」って、なんのこと？
https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/senkyokanriiinkai/2/4817.html
(2024,2,27)
・関西大学商学部「論文の書き方ガイド」
https://www.kansai-u.ac.jp/Fc_com/pdf/H27_kakikata.pdf
(2024,2,27)
・参議院「国会の仕組みと法律ができるまで」
https://www.sangiin.go.jp/japanese/kids/html/shikumi/houritsu.html
(2024,2,27)
・Pnika「[3分で理解する]法律ができるまでのプロセスをおさらいする
https://pnika.jp/articles/20200327
(2024,2,27)
・Wikipedia「ねじれ国会」
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%81%AD%E3%81%98%E3%82%8C%E5%9B%BD%E4%BC%9A#%E5%AE%9F%E4%BE%8B
(2024,2,27)
・Wikipedia「衆議院の再議決」
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E8%A1%86%E8%AD%B0%E9%99%A2%E3%81%AE%E5%86%8D%E8%AD%B0%E6%B1%BA#%E8%A1%86%E8%AD%B0%E9%99%A2%E3%81%A7%E5%86%8D%E8%AD%B0%E6%B1%BA%E3%81%97%E3%81%9F%E4%BE%8B
(2024,2,27)
・加藤一彦「両院協議会の憲法的地位論」
https://repository.tku.ac.jp/dspace/bitstream/11150/424/1/genhou20-06.pdf
(2024,2,27)
・憲法審査会事務局　森本昭夫「両院協議会改革の難航」
https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2016pdf/20160203169.pdf
(2024,2,27)
・参議院「参議院のあらまし」
https://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/ayumi/631101.html
(2024,2,27)
・国立国会図書館「二院制をめぐる論点」
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000757_po_0429.pdf?contentNo=1
(2024,2,27)

・Wikipedia「参議院比例区」
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E6%AF%94%E4%BE%8B%E5%8C%BA#:~:text=%E5%8F%82%E8%AD%B0%E9%99%A2%E6%AF%94%E4%BE%8B%E5%8C%BA%EF%BC%88%E3%81%95%E3%82%93%E3%81%8E%E3%81%84%E3%82%93,%E3%81%AB%E4%BD%BF%E7%94%A8%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82
(2024,2,27)
・「単記移譲式の解説」
https://transferable-vote.net/strongpoint.html
(2024,2,27)
・島根県出雲市議会議長　川上幸博「地方議会・議員のあり方に関する研究会（第七回）
　選挙制度に関する意見」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000694178.pdf
(2024.2.28)
・Wikipedia「小選挙区比例代表並立制」
https://ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B0%8F%E9%81%B8%E6%8C%99%E5%8C%BA%E6%AF%94%E4%BE%8B%E4%BB%A3%E8%A1%A8%E4%B8%A6%E7%AB%8B%E5%88%B6#%E6%89%B9%E8%A9%95
(2024.2.28)
・「議員定数（都道府県、市町村）」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000795418.pdf
(2024.2.28)
・国立国会図書館「ドイツの議会制度」
https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11281219_po_1055.pdf?contentNo=1
(2024.2.28)
・富田信男「小選挙区比例代表並立制に関する一考察」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jaes1986/13/0/13_0_140/_pdf/-char/ja
(2024.2.28)
・岩波書店のWEBマガジン　たねをまく「分極化する政党システムージョヴァンニ・サルトーリ著「現代政治学」」
https://tanemaki.iwanami.co.jp/posts/7587
(2024.2.28)
・安井宏樹「ドイツの分割政府と立法過程」
https://www.jstage.jst.go.jp/article/nenpouseijigaku/60/1/60_1_303/_pdf
(2024.2.28)
・月刊正論ONLINE「官僚から知事を経て国会議員になった3人が語る地方の重要性と可能　性」
https://www.sankei.com/article/20230417-VMXDLAU2KVHUNPSL5Y2EV3HCZE/?outputType=theme_monthly-seiron
(2024.2.28)
・NHK解説委員会「新型コロナと対応と地方自治（視点・論点）」
https://www.nhk.or.jp/kaisetsu-blog/400/435408.html
(2024.2.28)
・読売新聞オンライン「社説：国と地方の行政　危機に備えて連携を強めたい」
https://www.yomiuri.co.jp/editorial/20220307-OYT1T50248/
(2024.2.28)
・160201地方選挙の問題点（大山礼子発題レジメ）.pdf　大山礼子「地方選挙の問題点（メモ）」
(2024.2.28)

・ps_28_3_tsuji(1).pdf　辻陽「地方議会における政党制と代表制一政策論争か普遍的代表　性か一」
(2024.2.28)
・170621中選挙区比例代表併用制・中選挙区比例代表統合制・小選挙区比例代表併用制・　参議院型並立性の比較（太田光征）　太田光征「中選挙区比例代表併用制・中選挙区比例　代表統合制・小選挙区比例代表併用制・参議院型並立性の比較」
(2024.2.28)
・ps193_03_oda.pdf　小田健「「平等」と「不平等」の民主主義論」
(2024.2.28)
＜参考にした本＞
加藤修二郎「日本の選挙　何を変えれば政治が変わるのか」中公新書、２００３年
大林啓吾他「世界の選挙制度」三省堂、２０１８年